【序章 ver.11】

序章　コミュニティーガス事業とは

～「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売～

「コミュニティーガス事業」とは「旧簡易ガス事業」について（一社）日本コミュニティーガス協会が定めた愛称です。

コミュニティーガス事業には「ガス事業法」が適用されます。同じ液化石油ガス（プロパンガス）を販売する事業でも「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」が適用される場合と「ガス事業法」が適用される場合があります。

それでは「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売とはどのような事業でしょうか？ガス事業法の規定によれば、コミュニティーガス事業は、ガス事業のうち**「一般の需要」に応じ**、「政令で定める簡易なガス発生設備（以下**「特定ガス発生設備」**という。）」**において「ガス」を発生**させ、**「導管」により**これを**「一の団地」**内において**「７０以上」**の**「供給地点」**に供給する「ガス小売事業」となります。

コミュニティーガス団地の代表的な例

戸建住宅団地型



集合住宅団地



1．コミュニティーガス事業は「一般の需要」に応じガスを供給する事業です。

1.1. 「一般」とは不特定多数をいいます。何をもって不特定といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のもので、ガスを最終的に使用する者は原則として「一般」に当たります。

1.2. 「一般的な需要」には当たらない例として、ガスを最終的に使用する者に対する供給であっても、例えば自己（ガス小売事業者）の社宅に対する供給のように自家消費と同等のものとみなすことが出来る場合や、自己（ガス小売事業者）の子会社に対する供給のように供給者と使用者の間に密接な関係があるような場合には、その供給はその特別な関係に基づいて行われるものであり、不特定多数に対する供給とはならないとされています。

したがってこれらの場合には「一般の需要」に応じてガスを供給する事業には該当しませんので、ガス事業法は適用されません。

2. コミュニティーガス事業は「特定ガス発生設備においてガスを発生させ」て供給する事業です。

2.1. 「特定ガス発生設備」とは、高圧ガス保安法又は液石法に規定する規格又は技術上の基準に適合する**容器**（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの**集合装置**及び当該容器に附属する**気化装置**（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）です。

【注】 “高圧ガス保安法又は液石法に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器”とは

- ✧ 高圧ガス保安法
 - ✓ 第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器
 - ✓ 第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器
 - ✓ 第４４条第４項の規格に適合した容器
- ✧ 液石法
 - ✓ 第３７条の技術上の基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

2.2. そのガスは一般的には液化石油ガスですが、圧縮天然ガスも含まれますので、本書では「液化石油ガス等」とします。

<table>
<tr>
<td>
集中シリンダー方式</td>
<td>
バルク方式（地上設置）</td>
</tr>
<tr>
<td>
ストレージタンク方式</td>
<td>様々な特定ガス発生設備</td>
</tr>
</table>

3. コミュニティーガス事業は液化石油ガス等を「導管により」供給する事業です。

3.1. 「導管により」供給するとは一の供給設備から２以上の「供給地点」に導管を用いて供給することです。

3.2. 一方「液石法」に規定されているのは「一般消費者等に対するＬＰガスの販売（以下略)」ですから、容器に充填して販売する、戸別に容器を設置して販売する、１つの供給設備から複数の戸建住宅に導管でガスを供給して販売する、あるいは集合住宅に容器を設置して導管で各戸に販売するなど様々な販売方法があります。

3.3. この内、複数の戸建住宅に導管でガスを供給し販売する、あるいは集合住宅の各戸に対し導管でガスを供給し販売する場合は「導管による２以上の供給地点に対するガスの供給」となりますので、「ガス事業法」との境界が問題になります。

3.4. その境界は、前文に記載したとおり、「一の団地」内において「導管」によりガスを供給する「供給地点」が「７０以上」かどうかです。では、「一の団地」「供給地点」「７０以上」はどのように判定するのでしょう。以下説明していきます。

戸別供給（イラスト）

3-1

【戸別供給】

１の供給設備から１の需要場所にガスを供給

⇒　ガス事業法の対象外

複数地点供給（イラスト２種類）

１の供給設備から戸建２戸　3-2

１の供給設備から集合２戸　3-3

【複数の需要場所に対する供給】

１の供給設備から２以上の需要場所にガスを供給

⇒　ガス事業法の対象になるかも？

4. 「一の団地」は「導管の敷設方法」で区域が変わります。

4.1. 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域です。

4.2. その区域は、「導管の敷設方法」によって変わります。「導管の敷設方法」は次の 2 つに区分され、対応する「一の団地」の区域が定められています。

4.2.1.「道路を横断又は並行している導管」
＝戸建住宅団地の本・支管のように道路下に埋設されている導管。

供給地点をつなぐ一連の導管が、一部でも**「道路を横断又は並行している導管」**を使用している場合は、「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「町又は字」が「一の団地」となります。

この**「道路を横断又は並行している導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「町字（まちあざ）供給地点」**と呼びます。

戸建住宅団地 70 戸「道路を横断又は並行する導管」によるガスの供給（イラスト）

【解説】「街区方式による住居表示」とは？

（注）　以下の住居の表示方法の例で、白抜きの記号（〇、△、□等）は地名を、黒塗りの記号（■、▲、●等）は数字を表しています。

「街区方式による住居表示（以下「街区方式」という。）」の場合には、一般的に次のように表示されます。

「〇〇市△△■丁目▲▲番●●号」

「〇〇市△△町(字□□)▲▲番」

一方、住居表示が実施されていない場合（以下「従来方式」という。）の代表的な住居表示は次のとおりです。

「〇〇市△△町(字□□)▲▲▲▲（番地）」

「〇〇市△△町(字□□)▲▲▲▲番地の●●」

ただし(字□□)や（番地）は表示されないことが多いため、街区方式との違いは明確ではありません。

実務では市町村に「街区方式による住居表示」実施の有無を確認してください。（HP に掲載されている場合があります。）

（図表）　千葉市区別町名一覧表（千葉市の HP から転載）

⇒　住居表示整備地区・未整備地区が判る。　5-1

（図表）　京成電鉄千葉寺駅付近の地図（yahoo 地図？から転載）

⇒　京成線千葉寺駅の北側が住居表示未整備地区　5-2

千葉寺駅前交番の住所：千葉市中央区千葉寺町 1194 番地の 4

⇒　京成線千葉寺駅の南側が住居表示整備地区　5-3

千葉寺保育園の住所　：千葉市中央区末広 4 丁目 14 番 3 号

【解説】「道路を横断又は並行している導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行している導管」によりガスが供給される住宅群でイメージされるのは、戸建住宅団地、戸建住宅と集合住宅の混合型団地そして大規模な集合住宅群です。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目」や「△△町字□□」が、「従来方式」の場合には「△△町」や「△△町字□□」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目」、「△△町字□□」あるいは「△△町」の中で、70 以上の「町字供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

例えば３０戸×２棟の集合住宅が道路を隔てた同一町字内に建設され、一方に２棟分の供給設備を設置し、他方には道路を横断する導管によりガスを供給すれば、この２棟は「道路横断している導管」による供給となり、供給地点は全て町字供給地点となります。この２棟だけであれば町字供給地点は６０地点ですが、この集合住宅にガスを供給している事業者が、同一町字内で別の供給設備から「道路を横断又は並行している導管」を使用して１０戸に供給している戸建住宅群（以下、「小規模導管供給」という。）にガスを供給していると、同一町字内の町字供給地点が７０となります。町字供給地点が７０地点以上となった時点でガス事業法が適用され「団地」としてガス小売供給の登録が必要となります。

１つの供給設備から供給される供給地点の数が７０以下であれば、それだけでガス事業法が適用されず、液石法が適用される訳ではありません。あくまでも「一の団地」内で供給地点が７０以上か否かが判断基準となりますのでご注意ください。

前段（３０戸の集合２棟が道路を横断又は並行する導管により供給、液石法適用）

6-1

後段（上記の状態から、小規模導管供給１０戸が新築追加。ガス事が適用）

6-2

「道路を横断又は並行しない導管」
＝集合住宅の導管や敷地内の住戸をつなぐ道路に埋設されていない導管。

供給地点をつなぐ導管が全て「道路を横断又は並行しない導管」の場合は「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「街区」が「一の団地」となります。また「街区方式による住居表示」が実施されていない地域にあっては「これに類する区画」となります。

この**「道路を横断又は並行しない導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「街区供給地点」**と呼びます。

集合住宅７０戸（ガス事適用）と

隣接した街区のブランドの異なる集合住宅６９戸（液石法適用）

「道路を横断又は並行しない導管」によるガスの供給（イラスト）

【解説】「道路を横断又は並行しない導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給がイメージするのは、アパート・マンション等の集合住宅です。また、同一街区内や同一敷地内で、導管により２戸以上の戸建住宅（供給地点）に供給する場合も「道路を横断又は並行しない導管」による供給となります。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目▲▲番」、「□□町▲▲番」あるいは「これに類する区画」の中で、70 以上の「街区供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

住居表示が「従来方式」の場合の「これに類する区画」については、令和元年８月１日ガス市場整備室発「事務連絡」及び同室作成の解説資料（後掲）を参照してください。この場合も供給設備の数は問いません。「一の団地」内の供給地点の数が７０以上か否かで判断します。

例えば、同一事業者が同一街区内で、それぞれが独立した供給設備を持つ１棟２０戸のアパート４棟にガスを供給している場合には、「一の団地」内の「街区供給地点」数が８０となり、ガス事業法が適用されます。

ガス事業法改正後令和元年７月末までの「これに類する区画」区分（イラスト）

不要か？

8-1

令和元年８月１日以降の「これに類する区画」区分（イラスト）

8-2

上記の区分は、あくまでも「街区方式」による住居表示がなされていない場合のみ適用されます。
「街区方式」による住居表示がなされている場合には、「街区」が優先されます。

【解説】ガス事業法改正前後の取扱い

繰り返しになりますが、「町字供給地点」は、「街区方式」の場合には「△△■丁目」や「△△町」が、「従来方式」の場合には「△△町」や「字□□」が「一の団地」の範囲となります。

また「街区供給地点」は、「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

このルールは平成２９年４月１日のガス事業法改正以前に計画・実施されていたものには適用されません。それ以降に計画・実施され移動があった場合に適用されます。

例えば平成２９年４月以前に、既に同一町字内で、「道路を横断又は並行している導管」により、合算して７０以上の供給地点に供給していた場合には、その同一字内で平成２９年４月以降に新たな「町字供給地点」の移動がなければ、ガス事業法は適用されません。

その後、「町字供給地点」が増減いずれの場合でも移動した場合には、その字内の既存の「町字供給地点」と合算して７０以上であれば、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録を申請するか、すでにガス小売事業の登録がされている場合には変更登録の申請をすることになります。

また、同一町字内で７０戸に満たない「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給を行っていた事業者が平成２９年４月以降に新たな「道路を横断又は並行している導管」によるガスの供給を計画・実施した結果、「町字供給地点」が合算して７０地点以上となった場合には、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録又は変更登録を申請することとなります。

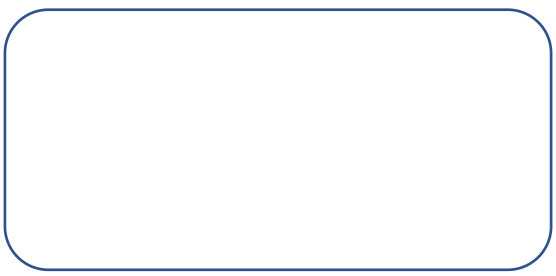


イラスト

平成２９年３月までに小規模導管供給が合わせて８０戸（液石法適用）　9-1



平成２９年４月以降も小規模導管供給が合わせて８０戸（液石法適用）　9-2



その後、小規模導管供給が５戸減少して７５戸（ガス事適用）　9-3

「街区」又は「それに類する区画」における「街区供給地点」についても同様に取り扱います。



イラスト

平成２９年３月までに集合住宅３棟、

合計８０戸（液石法適用）　10-1



平成２９年４月以降も変更なく
集合住宅３棟、

合計８０戸（液石法適用）　10-2



その後、集合住宅が１棟１０戸減少して

２棟７０戸（ガス事適用）　10-3

4.3. 複数の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となる場合

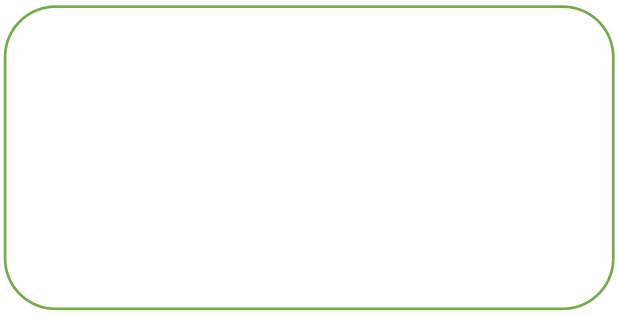
集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域が、隣接する２以上の「町」若しくは「字」又は「街区またはこれに類する区画」にまたがる場合は、当該２以上の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となります。さらに集合住宅のブランド、土地所有者等によっては、２以上の隣接する区画が「一の団地」となる場合もあります。特に隣接する街区で幾つかの集合住宅にガスを供給している事業者はご注意願います。



２の町字に渡る住宅計画 60 戸
＋計画外の小規模導管供給 20 戸
（80 戸がガス事） 11-1



街区の隣接（一つの街区の周囲
８街区が隣接に該当） 11-2



街区の隣接（一つの街区の周囲
５街区が隣接に該当） 11-3

【解説】同一区画内で「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給と「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給の双方を行っている場合

➡「町字供給地点」と「街区供給地点」は全く別のものであり、合算はしません。

同一区画内に、同一事業者の「道路を横断又は並行している導管」による供給地点（＝町字供給地点）と「道路を横断又は並行しない導管」による供給地点（＝街区供給地点）が存在していても、「**混合型団地**（後述）」でなければ供給地点の数は合算されません。「町字供給地点」と「街区供給地点」は、「ガス事業法」では全く別のものです。仮に、同一事業者が同一字内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても、また同一事業者が同一街区内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても（それほど広い街区はないと思いますが）ガス事業法は適用されません。ただし、一つの供給設備から戸建住宅と集合住宅双方にガスを供給する「**混合型団地**」の場合には、道路を横断又は並行する導管によりガスを供給しているか否かにより「一の団地」の区域を確認し、同じ種類の供給地点の数を数えて判断してください。

A） 小規模導管供給 69 戸と同一町字に集合住宅 69 戸（液石法適用） 12-1

B） 集合住宅団地６９戸と同一街区に小規模導管供給 10 戸（液石法適用） 12-2

C） ① 平成２９年３月までに同一町字内に小規模導管供給が合わせて 69 戸（液石法適用）

12-3

② 平成２９年４月以降も同一町字内に小規模導管供給が合わせて 69 戸（液石法適用）

12-4

③ その後、同一町字内の１街区に集合住宅が６９戸新設（小規模導管供給及び集合住宅ともに液石法適用）

12-5

④ さらにその後、同一町字内に小規模導管供給が１０戸増加して７９戸
（小規模導管供給のみがガス事業法適用、集合住宅６９戸は液石法適用）

12-6

【解説】旧法に基づく既設団地が存在する場合の取扱い

平成２９年４月１日の時点で改正前のガス事業法により既に簡易ガス団地として認可を受けていた供給地点群は合算されません。この団地の導管を延長して新たな供給地点にガスを供給する場合には、既設団地の変更の申請（軽微な変更でない場合）または届出（軽微な変更の場合）が必要となります。多くの場合、供給計画の変更届も提出することとなります。

また料金規制経過措置指定団地の場合には、経済産業大臣（委任により管轄する経済産業局長）あて変更の申請を行い、許可を得る必要があります。

（イラスト）　改正前簡易ガス団地から導管を伸ばして供給地点を増加する。　13-1

また、既設の団地とは別に独立した供給設備から導管によりガスを供給するのであれば、導管の種類により「一の団地」の区域を確認し、既設団地を除いて、同じ種類の供給地点の数を数えることとなります。

（イラスト）　改正前からの旧簡易ガス戸建団地（町字供給地点）と
同一町字内に新設の小規模導管供給６９戸（液石法適用）　13-2

（イラスト）　改正前からの旧簡易ガス集合住宅（街区供給地点）と
同一街区内に新設の集合住宅６９戸（液石法適用）　13-3

5. 「供給地点」の数はメーター設置の有無だけでは決まりません。

5.1. 「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（＝需要場所）をいい、取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点です。したがって、まず「需要場所」であるかどうかを判断し、「需要場所」の数を数えることとなります。

5.2. ガスメーターの数で供給地点の数が決まるわけではありません。例えば、ガスメーターが１個しか設置してなくても、その先に「需要場所」が７０室あれば、供給地点は７０であり、ガス事業法が適用されます。導管でガスを供給する各戸・各室が需要場所に当たるか否かを判断する必要があります。

5.3. 原則として独立した区画（室・戸）にガス配管が設置されていれば「需要場所」となります。

5.4.　さらに、ガス小売供給約款（当協会作成の一例）には次のとおり記載しています。

―　ガスメーターの設置　―

当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。この場合、1構内をなすものは1構内を、又、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。

①　マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住戸と認められる場合には、各1戸を1需要場所とする。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

(ｲ)　各戸が独立的に区画されていること

(ﾛ)　各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

(ﾊ)　各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

②　店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体が異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とする。

③　施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」という。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱う。

上記の規定により、「需要場所」にはそれぞれガスメーターを設置することになりますので、原則として「需要場所」の数とガスメーターの数は一致することになります。

【解説】ガスが配管される区画は７０以上だが、料金は一括して支払われる場合

問い合わせで「従業員用の寮で各室にキッチンとユニットバスを設置するが、ガス代は会社が負担し、従業員からは寮費のみを徴収する。ガスメーターは1棟に1台のみ。ガスを供給する部屋数は７０以上だが、液石法を適用することで良いか？」とか、「戸建の貸別荘地に導管供給するが、別荘利用者には管理料のみ請求し、戸別に光熱水道費を請求することはない。ガス料金は別荘の運営事業者が一括して支払うのでガスメーターは1台のみ設置することで考えている。供給戸数は７０以上だが液石法を適用することで良いか？」というものがありました。

これらの場合については、各室又は各戸にガス管が配管されていますので、ガスメーターの設置如何に関わらず、それぞれの室又は戸が「需要場所」となります。「需要場所」が７０以上ですので、ガス事業法が適用されるか否かは、これらのガス供給が「一般の需要」に該当するか否かによることとなります。「一般の需要」か否かの判断は具体的な事案に基づいて行うことになりますので、判断に悩まれる場合には、事前に管轄当局に相談することをお薦めします。

「一般の需要」であり、ガス事業法が適用されると判断されれば、1需要場所につき1ガスメーターの設置が原則となります

5.5. 「１需要場所、１メーター、１契約」

ガス事業法では、いわゆる「一括受ガス」は認められていません（違反した場合には罰則の対象となり得ます。）。そのためガス小売供給約款には、必ず上記 5.4 のガス供給約款（協会作成の一例）の文章を記載し、１需要場所につき１メーターを設置するとともに、１メーターごとに１契約とすることが原則です。

【解説】「一括受ガス」について

「一括受ガス」については、「ガスの小売営業に関する指針」の「２．営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等」の「(1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態」の「ア　一括受ガスについて」及び「(2)ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為」を参照願います。

6. 供給地点の「数」を数えるとき、配管されていない区画も、関係会社の供給地点も数えます。

6.1. 「供給地点の数」とは「供給地点」の総数をいいます。区画として計画されているが、まだ配管されていない区画も供給地点として数えます。ガス事業法は事業者ごとに適用されますので、供給する事業者が異なれば、同一の区画内にあっても合算する必要はありません。ただし、関係会社は同一の事業者とみなされますので、関係会社の供給地点は合算しなければなりません。

【解説】関係会社とは、会社法に定める子会社等及び親会社等が次の関係にある場合をいいます。いずれかが自然人である場合もあります。経済産業省作成資料を次項に掲載します。

① 子会社等
② 親会社等
③ 親会社等に準ずるもの
④ 親会社等の子会社
⑤ 親会社等に準ずるものの子会社等

6.2. 4.3 の【解説】に記載していますが、戸建団地に代表される「町字供給地点」と、集合住宅に代表される「街区供給地点」は、同一区域内で同一事業者が供給していても合算しません。「町字供給地点」と「街区供給地点」はガス事業法上全く別のものです。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。

「町字供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」という。

「街区供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」という。

7. ガス事業法の適用外として液石法が適用されるガス供給は以下のとおりです。

これまでガス事業法が適用される場合につき説明してきました。これまでの説明から以下の 7.1～7.3 の場合にはガス事業法は適用されず、液石法が適用されることとなります。7.3 及び 7.4 の場合は、2017 年３月までに認可され、現在も登録している旧簡易ガス団地の供給地点を除いて供給地点数を数えます。

7.1. 自己の社宅に対する供給や自己の子会社に対する供給のように「一般の需要」に該当しない供給にはガス事業法は適用されません。

7.2. 戸別供給（１の供給設備から１の需要場所にガスを供給するもの）は、ガス事業法でいう導管供給ではなく、ガス事業法の対象外です。供給地点として数える必要はありません。

7.3. 「町又は字あるいはこれに類する区画」内で、自社及び関係会社の「町字供給地点」の合計が６９以下、かつ隣接する「町又は字あるいはこれに類する区画」において関連する「町字供給地点」がない場合、あるいは関連する「町字供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.4. 「街区又はそれに類する区画」内で、自社及び関係会社が供給する「街区供給地点」が６９以下、かつ隣接する「街区又はそれに類する区画」に関連する「街区供給地点」がない場合、あるいは関連する「街区供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.5. 7.3 及び 7.4 において、隣接する区画で行っているガス供給が、関連する供給に当たるか否かの判断について悩まれる場合は、弊協会支部または本部業務部までお問い合わせください。

【参考】

導管の種類 （供給地点の仮称）	供給地点群の イメージ	「一の団地」 の範囲	住居表示方式による表示例	
			街区方式	その他の方式
道路を横断又は並行 している導管 （町字供給地点）	戸建住宅群 戸建集合混合型 大規模集合住宅群	町又は字	△△■丁目 △△町字□□	△△町字□□ △△町
道路を横断又は並行 しない導管 （街区供給地点）	アパート マンション ２世帯住宅等	街区 又はこれに 類する区画	△△■丁目▲▲番 △△町▲▲番	左記に類する区画、 （令和元年８月１日 の事務連絡）



1-1



1-2



集中シリンダー方式

2-1



バルク方式（地上設置）

2-2



ストレージタンク方式

2-3

イラスト　3-1～3.　別途　作成依頼.



	口径	圧力(KPa)	材質	総延長(m)
	100A	2.2~3.2	PE管	300
	75A	〃	〃	750
	50A	〃	〃	820
	30A	〃	〃	300
供給管	25A	〃	〃	700
計				2,870

100A	管側 29	横断側	14
75A	管側 26	横断側	48
50A	管側 41	横断側	40
30A	管側 36	横断側	11
計	132		113

付		工事場所	図名	図番
尺				

70戸の絵にする。

4 (イメージ)

5-1

千葉市区別町名一覧

R2.2.3作成

■は住居表示整備地区

中央区 〒260

ア 青葉町
赤井町
■旭町
■市場町
■稲荷町1～3丁目
■亥鼻 1～3丁目
今井町
■今井 1～3丁目
■院内 1・2丁目
■鵜の森町
大森町
生実町
カ ■春日 1・2丁目
■葛城 1～3丁目
■要町
■亀井町
■亀岡町
川崎町
川戸町
サ ■栄町
寒川町1～3丁目
塩田町
■汐見丘町
■白旗 1～3丁目
■新宿 1・2丁目
■新千葉1～3丁目
■新田町
新町
神明町
■末広 1～5丁目
蘇我町2丁目
■蘇我1～2丁目
■蘇我3～5丁目
タ 大巌寺町
千葉寺町
■千葉港
■中央 1～4丁目
■中央港1・2丁目

■椿森1～6丁目
■鶴沢町
■出洲港
道場北町
■道場北1・2丁目
■道場南1・2丁目
問屋町
ナ ■長洲1・2丁目
新浜町
仁戸名町
■登戸1～4丁目
■登戸5丁目
ハ 花輪町
浜野町
■東千葉1～3丁目
■東本町
■富士見1・2丁目
■弁天 1～4丁目
星久喜町
■本千葉町
■本町1～3丁目
マ ■松波1～4丁目
松ケ丘町
■港町
■南町1～3丁目
南生実町
都町
■都町1～8丁目
宮崎町
■宮崎1・2丁目
村田町
ヤ 矢作町
■祐光1～4丁目
ワ ■若草1丁目

旧 吾妻町
通町
蘇我町1丁目

花見川区 〒262

ア ■朝日ケ丘町
■朝日ケ丘1～5丁目
天戸町
内山町
宇那谷町
カ 柏井町
■柏井1・4丁目
検見川町1・2・3・5丁目
■こてはし台1～6丁目
犢橋町
サ ■作新台1～3丁目
■作新台4～8丁目
さつきが丘1・2丁目
三角町
タ 大日町
武石町1・2丁目
千種町
ナ 長作町
■長作台1・2丁目
浪花町
■西小中台
ハ 畑町
花島町
花園町
■花園1～5丁目
■花見川
マ ■幕張町1～6丁目
■幕張本郷1～3丁目
■幕張本郷4～7丁目
瑞穂1～3丁目
■南花園1・2丁目
■み春野1～3丁目
■宮野木台1～4丁目
ヤ 横戸台
横戸町

稲毛区 〒263

ア 穴川町
■穴川1～3丁目
■穴川4丁目
■あやめ台
■稲丘町
■稲毛1～3丁目
稲毛町4・5丁目
■稲毛台町
■稲毛東1～4丁目
■稲毛東5～6丁目
カ ■柏台
■黒砂 1～4丁目
■黒砂台1～3丁目
■小仲台1・3・4丁目
■小仲台5～9丁目
■小仲台2丁目
小中台町
小深町
サ 作草部町
■作草部1・2丁目
山王町
園生町
タ ■千草台1・2丁目
天台町
■天台1～4丁目
■天台5～6丁目
■轟町1～5丁目
ナ 長沼町
長沼原町
ハ 萩台町
マ ■緑町1丁目
■緑町1・2丁目
宮野木町
ヤ ■弥生町
ラ 六方町

若葉区 〒264・265

〒264
ア 愛生町
大草町
太田町
大宮町
■大宮台1～6丁目
■大宮台7丁目
■小倉台1～7丁目
小倉町
カ 貝塚町
■貝塚1・2丁目
加曽利町
金親町
■北大宮台
サ 坂月町
■桜木1～5丁目
■桜木6～8丁目
■桜木北1～3丁目
タ 高品町
■千城台北1～4丁目
■千城台西1～3丁目
■千城台東1～4丁目
■千城台南1～4丁目
■都賀 1～4丁目
■都賀 5丁目
■都賀の台1～4丁目
殿台町
ナ ■西都賀1～5丁目
ハ 原町
東寺山町
マ ■みつわ台1～5丁目
源町
ワ 若松町
■若松台1～3丁目

旧 桜木町

〒265
ア 五十土町
和泉町
大井戸町
大広町
御成台1～4丁目
小間子町
カ 上泉町
川井町
北谷津町
古泉町
御殿町
サ 更科町
佐和町
下泉町
下田町
タ 高根町
多部田町
旦谷町
富田町
ナ 中田町
中野町
野呂町
ヤ 谷当町

緑区 〒266・267

〒266
ア 大金沢町
落井町
おゆみ野 1～6丁目
おゆみ野有吉
おゆみ野中央 1～9丁目
おゆみ野南 1～6丁目
カ 鎌取町
刈田子町
小金沢町
サ 椎名崎町
タ 大膳野町
高田町
富岡町
ナ 中西町
ハ 東山科町
平川町
平山町
古市場町
辺田町
誉田町1～3丁目
マ 茂呂町

〒267
ア あすみが丘1～9丁目
あすみが丘東1～5丁目
板倉町
大木戸町
大椎町
大高町
大野台1・2丁目
越智町
小山町
カ 上大和田町
サ 下大和田町
タ 高津戸町
土気町
ヤ 小食土町

旧 有吉町
生実町
南生実町

美浜区 〒261

ア ■磯辺 1～8丁目
■稲毛海岸1～5丁目
打瀬1～3丁目
サ ■幸町1丁目
■幸町2丁目
新港
タ ■高洲1～4丁目
■高浜1～7丁目
豊砂
ナ 中瀬1・2丁目
ハ 浜田1・2丁目
ひび野1・2丁目
マ ■幕張西1～4・5・6丁目
＊5・6丁目は未実施
■真砂1～5丁目
美浜
ワ 若葉1～3丁目

千葉市HPより

YAHOO! JAPAN 地図　千葉県千葉市中央区末広4丁目17-3

千葉寺駅前交番：千葉市中央区千葉寺町１１９４番地の３

千葉寺保育園　：千葉市中央区末広４丁目１７番３号



5-2　(出典をどうするか？)

図６－１

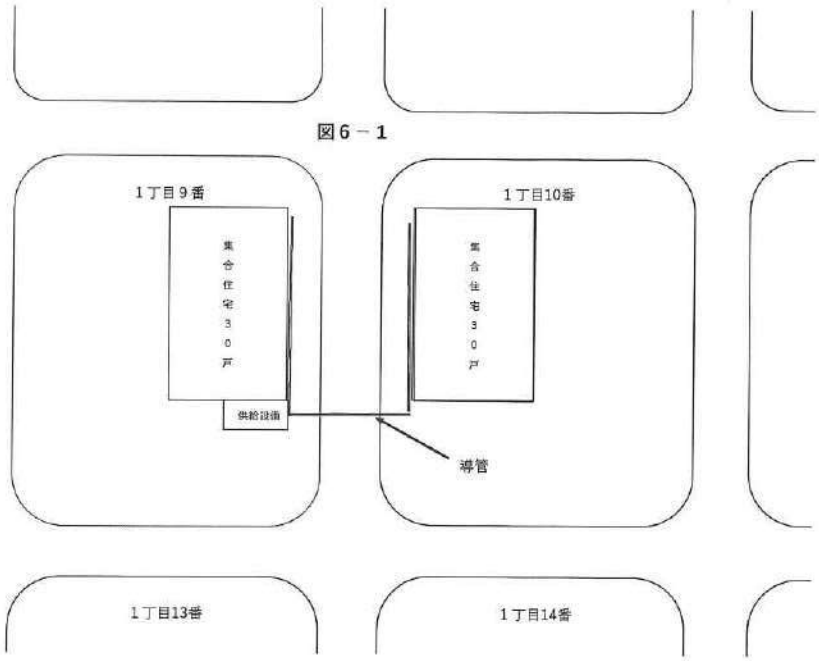

1丁目９番
集合住宅３０戸
1丁目10番
集合住宅３０戸
供給設備
導管
1丁目13番
1丁目14番

図６－２

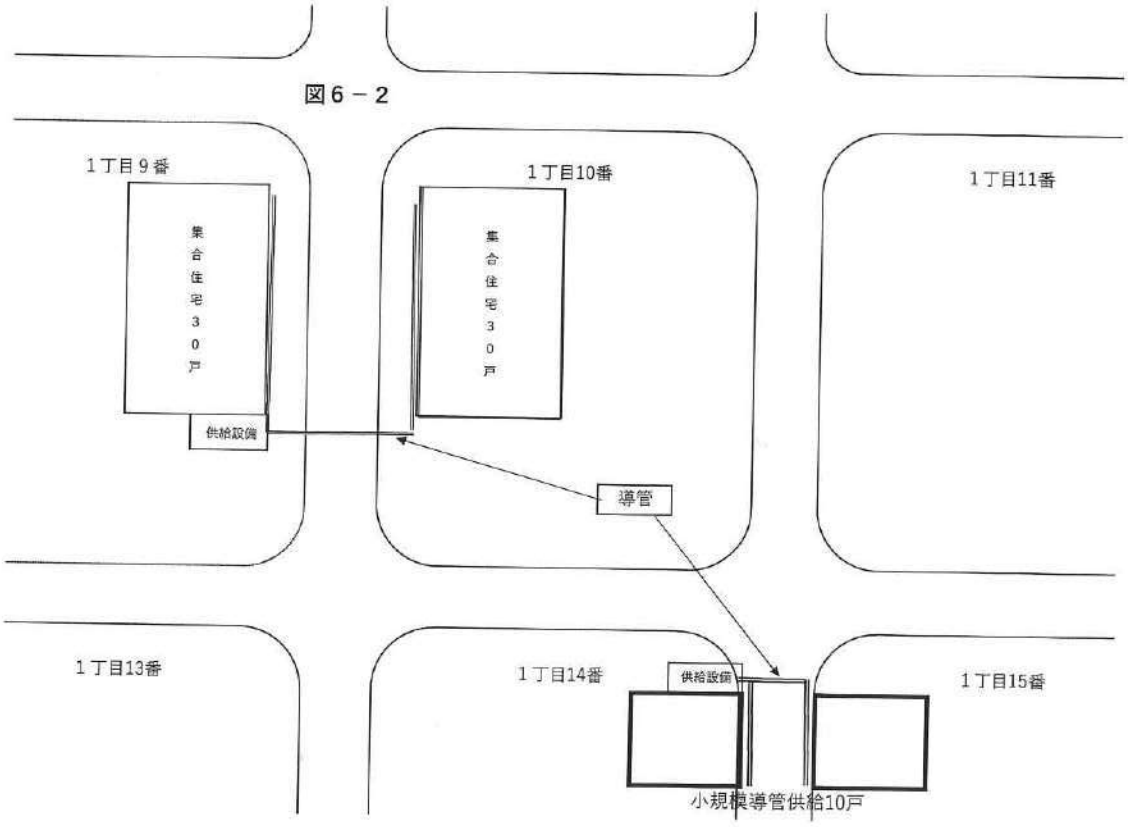
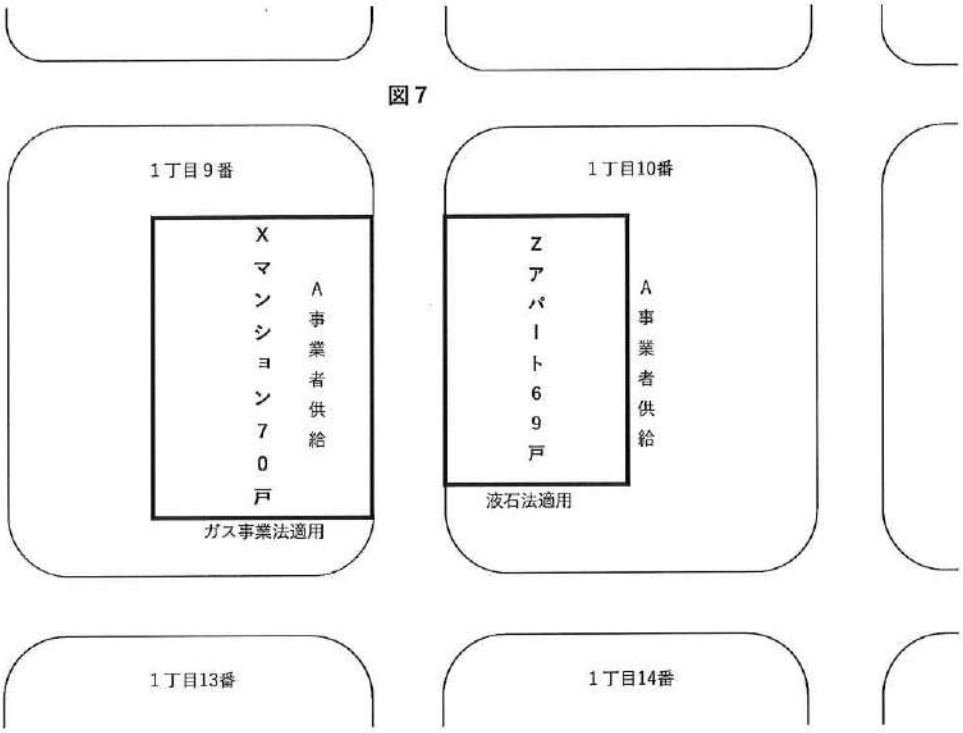

1丁目９番
集合住宅３０戸
1丁目10番
集合住宅３０戸
1丁目11番
供給設備
導管
1丁目13番
1丁目14番
供給設備
1丁目15番
小規模導管供給10戸

図7


1丁目9番
Xマンション70戸
A事業者供給
ガス事業法適用
1丁目10番
Zアパート69戸
A事業者供給
液石法適用

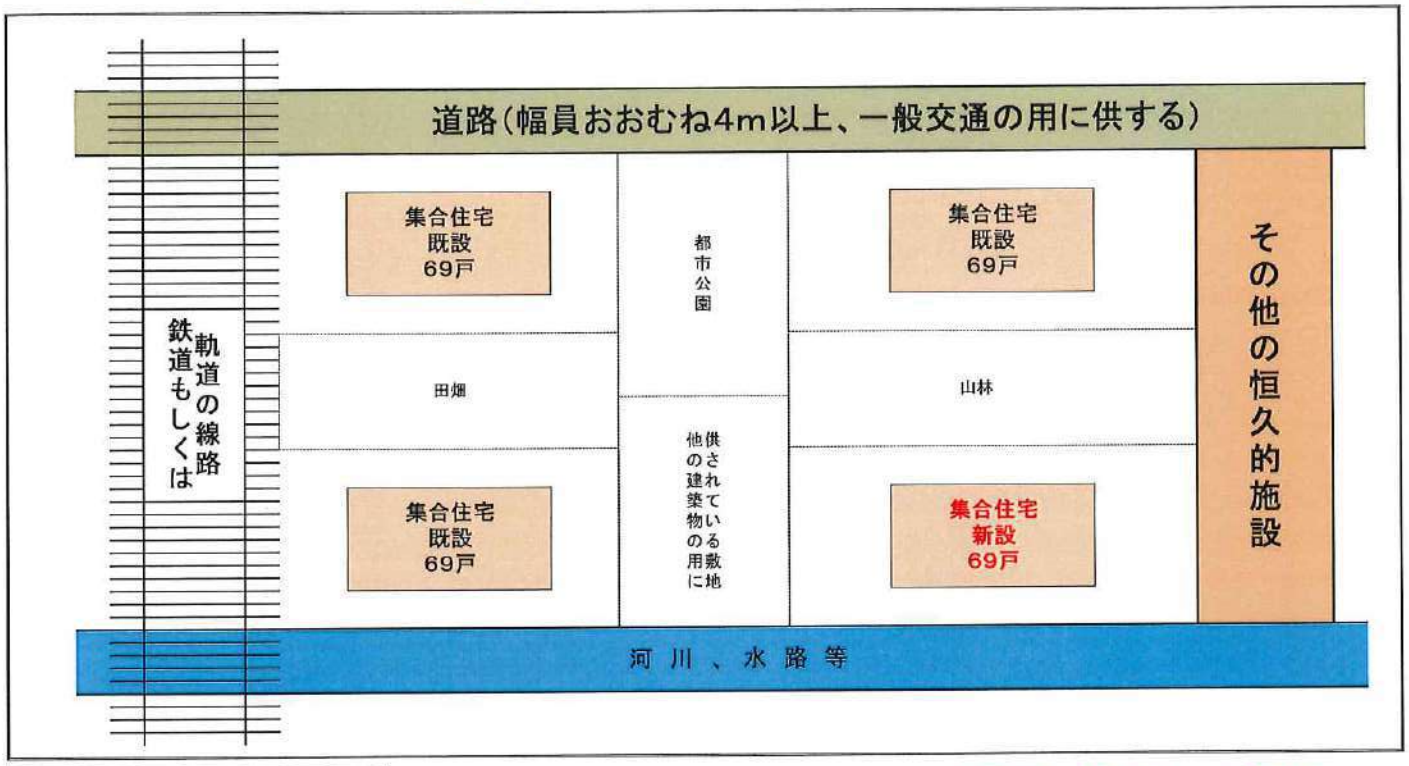
1丁目13番
1丁目14番

図8-1
(不要か)

解釈運用通達改正後

(POINT)
① 街区に類する区画は、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するとされ、道路の幅員条件は緩和されたが、いくつかのメルクマールが採用されず、地域によっては広大な街区を形成することとなった。

改正前のメルクマール		改正後のメルクマール
＊道路　車道の幅員6.5m以上	➡	＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する
＊河川・水路・鉄道	➡	＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路
＊他の建築物の用に供されている敷地	≠	＊その他恒久的な施設等
＊田畑・山林・都市公園	✖	
＊堀・丘・崖	✖	



2019年8月1日
ガス市場整備室　事務連絡

(POINT)
① 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地が追加されたことにより、街区方式が採用されていない地域についてはほぼ2017年4月改正前と同レベルになった。

改正後のメルクマール		事務連絡によるメルクマールの追加
＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する	➡	＊道路　幅員おおむね4m以上、一般交通の用に供する
＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路	➡	＊河川・水路・鉄道又は軌道の線路
＊その他恒久的な施設等	➡	＊その他恒久的な施設等
	追加	＊田畑・山林・都市公園
	追加	＊他の建築物の用に供されている敷地

「堀・崖・丘」を採用しない理由
定義が曖昧であり、
また、明確な定義が困難なため

判断基準　**客観的に需要地が明確に分断されているか？**

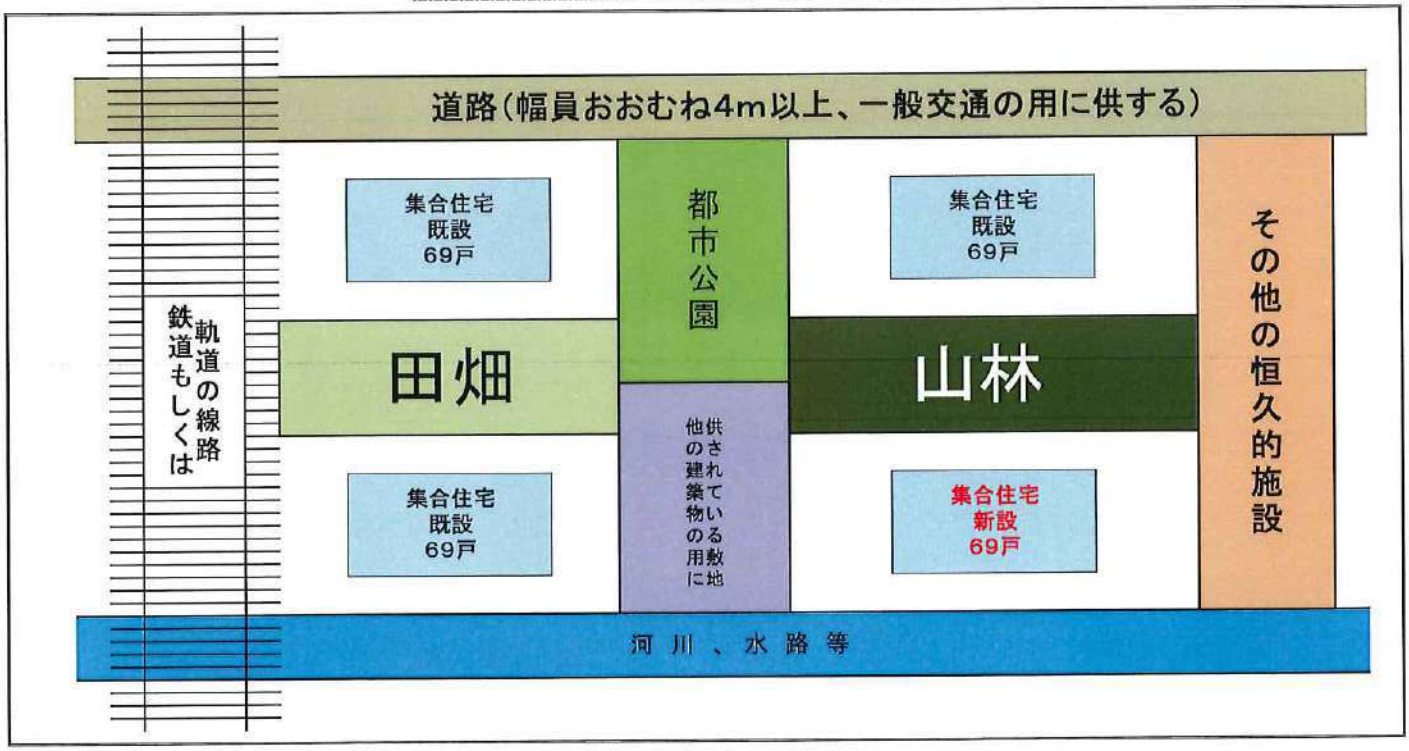


図8-2

図９－１～３　供給地点の増減による改正ガス事業法の適用（町字供給地点）

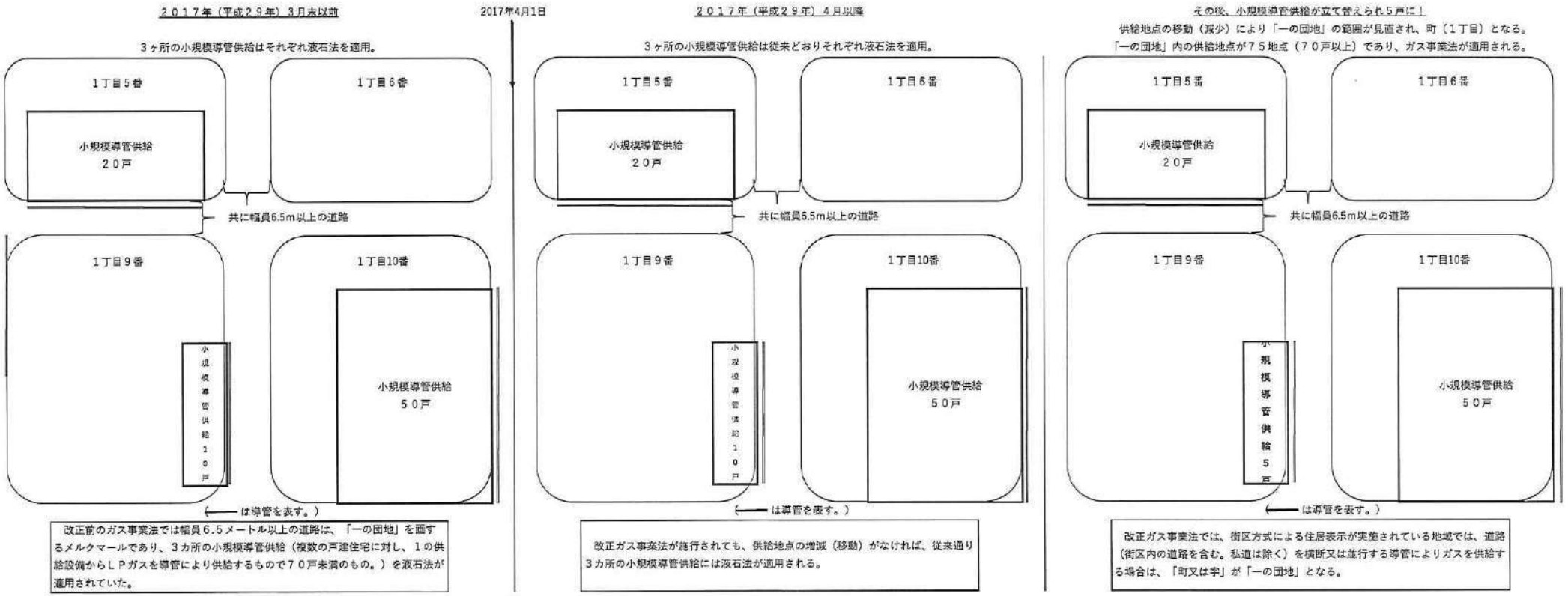
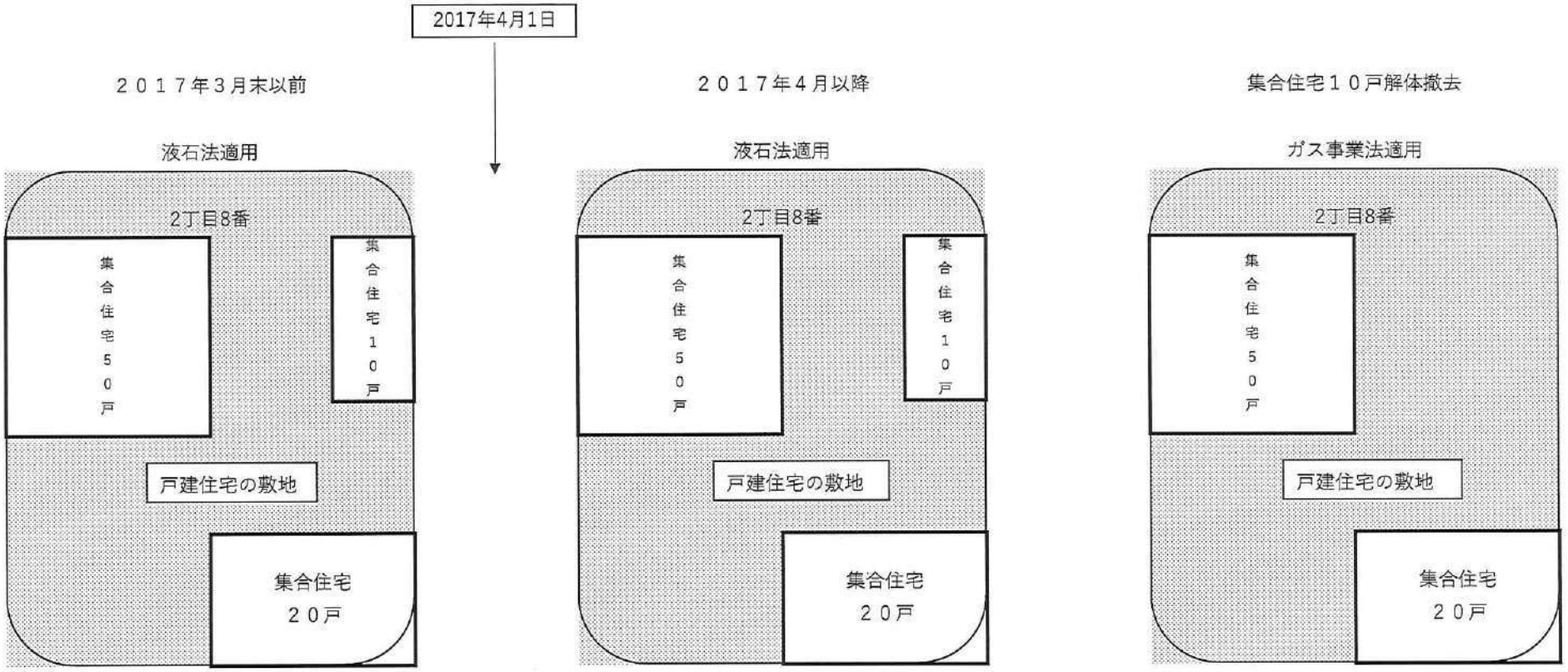


図10－1～3　供給地点の増減による改正ガス事業法の適用（街区供給地点）

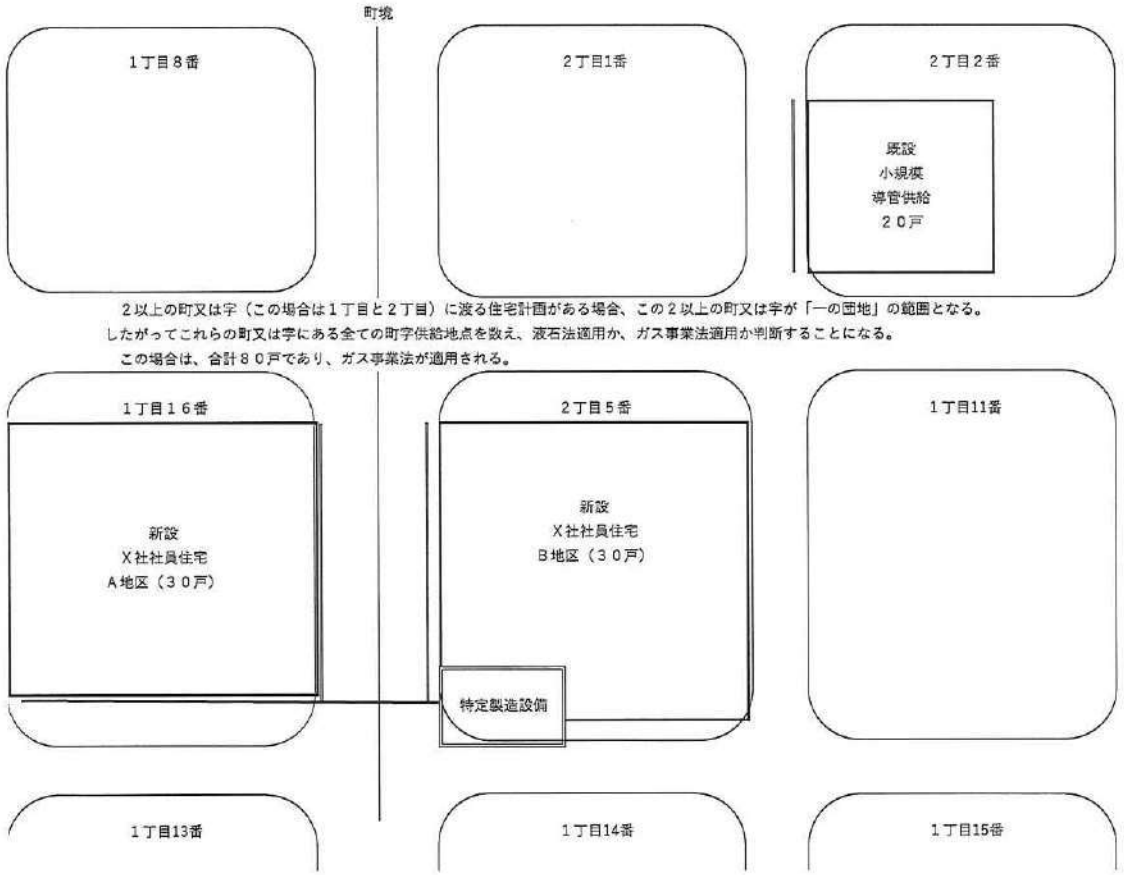


ガス事業法改正以前には、同一街区内であってもこれを分断するメルクマールがあればガス事業法は適用されなかった。

事業法改正により、街区内の供給地点数により、ガス事業法が適用されることになったが、供給地点の増減がなければ従来通り液石法が適用される。

集合住宅１０戸が撤去され戸建住宅に。変更後の供給地点数は７０戸以上のためガス事業法が適用される。

図11－1　２以上の町字に渡る住宅計画により建設される（た）住宅群がある場合



２以上の町又は字（この場合は１丁目と２丁目）に渡る住宅計画がある場合、この２以上の町又は字が「一の団地」の範囲となる。
したがってこれらの町又は字にある全ての町字供給地点を数え、液石法適用か、ガス事業法適用か判断することになる。
この場合は、合計８０戸であり、ガス事業法が適用される。

図11-2　街区の隣接

隣接する街区とは、接点を有する街区をいう（改正当時の担当者説明）。

１丁目１０番に隣接する街区は、１丁目５，６，９，１３，１４番

及び２丁目３、６、９番の８街区となる。町境により区分けしない。

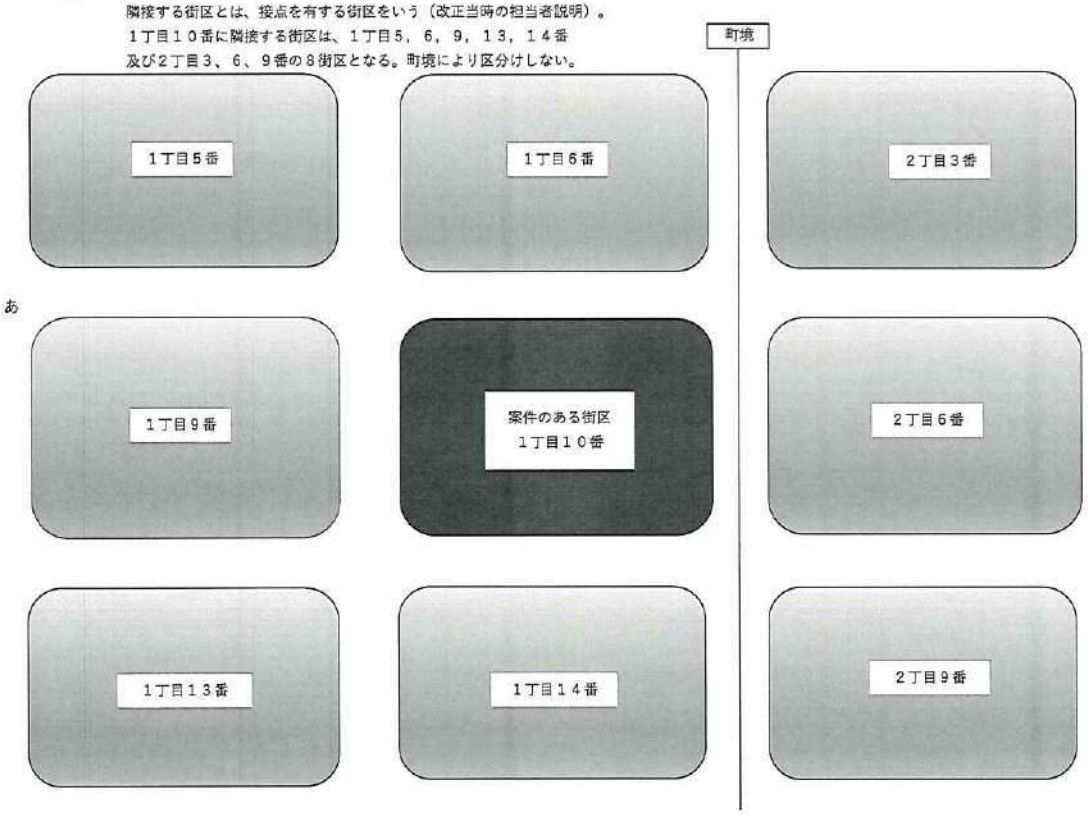


図11-3　街区の隣接（2）

隣接する街区とは、接点を有する街区をいう（改正当時の担当者説明）。

１丁目１０番に隣接する街区は、１丁目5，6，9，１１、１３番の５街区となる。

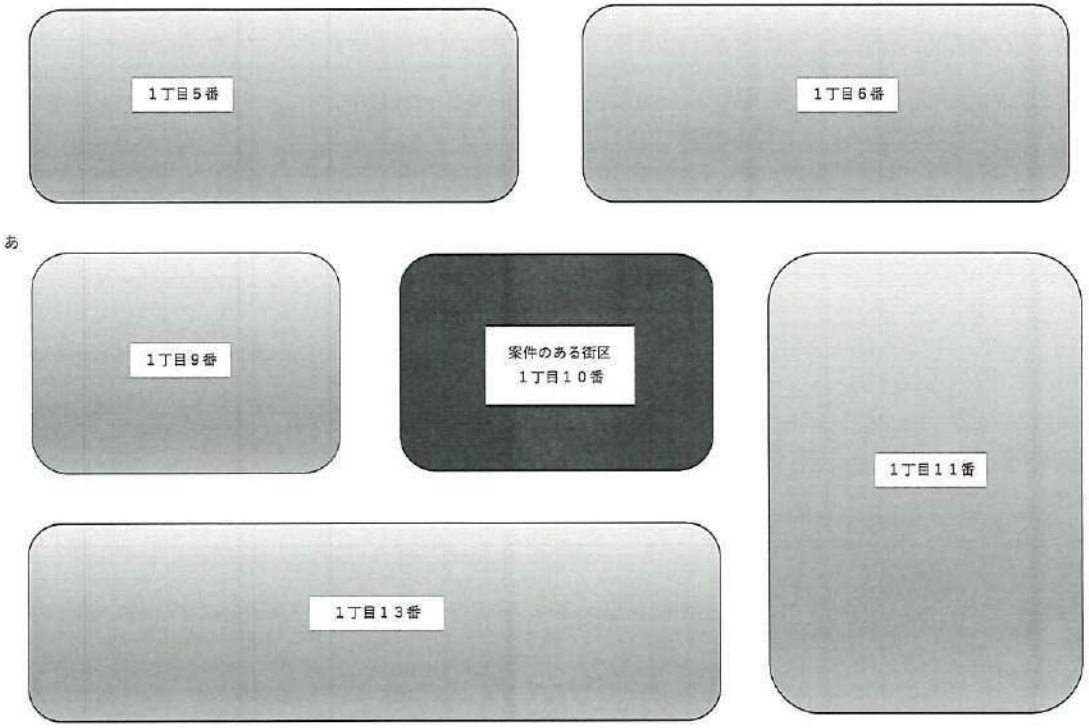
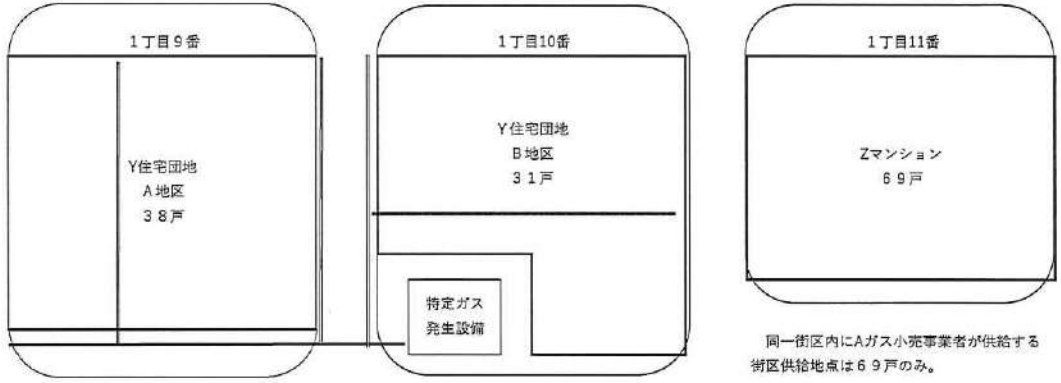


図12-1　町字供給地点と街区供給地点は全く別のもの。同一町字に双方が存在しても合算しない。



同一町字内にAガス小売事業者が供給する町字供給地点は６９戸のみ。
液石法が適用される。

同一街区内にAガス小売事業者が供給する
街区供給地点は６９戸のみ。

液石法が適用される。

同一町字内に同じ事業者が供給する町字供給地点６９地点と
街区供給地点６９地点が存在しても合算されることはなく、
ともに液石法が適用される。

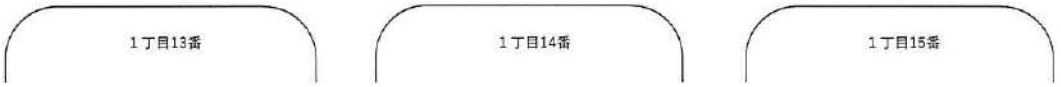


図12-２　町字供給地点と街区供給地点は全く別のもの。
同一街区に双方が存在しても合算しない。

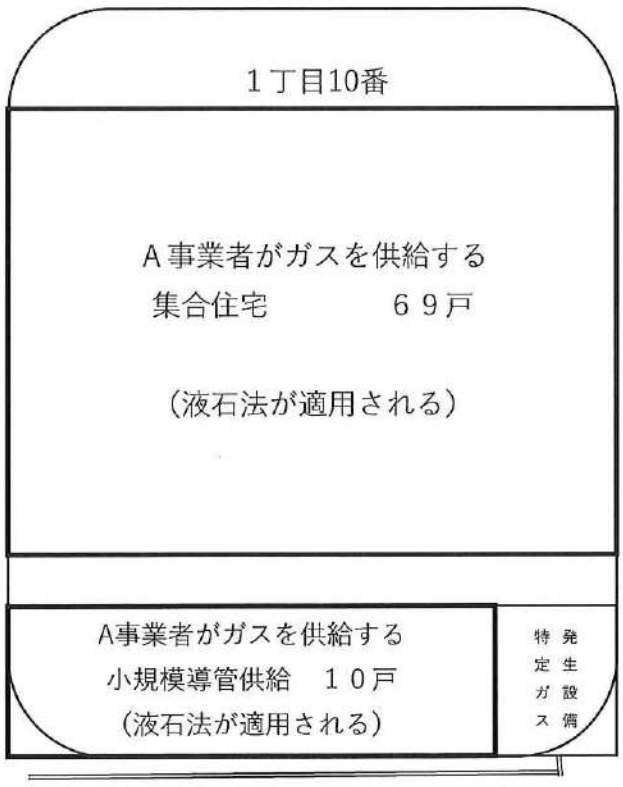




図12-３　町字供給地点と街区供給地点は全く別のもの。
どちらか一方に増減があっても他方には影響しない。

平成２９年３月以前の状態。

小規模導管供給は道路等で分断されており、双方とも液石法が適用されるていた。

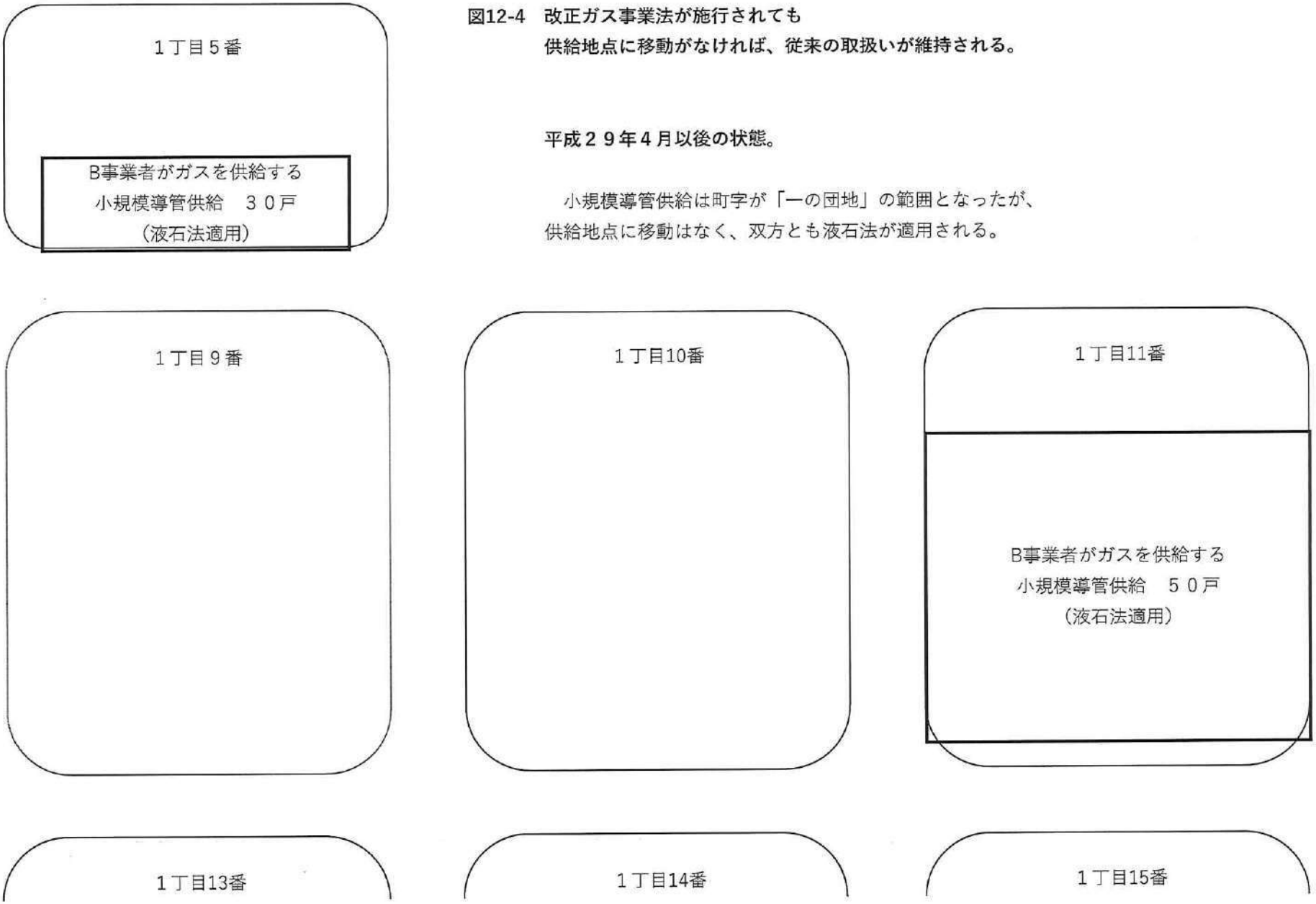


図12-4　改正ガス事業法が施行されても
供給地点に移動がなければ、従来の取扱いが維持される。

平成２９年４月以後の状態。

小規模導管供給は町字が「一の団地」の範囲となったが、
供給地点に移動はなく、双方とも液石法が適用される。

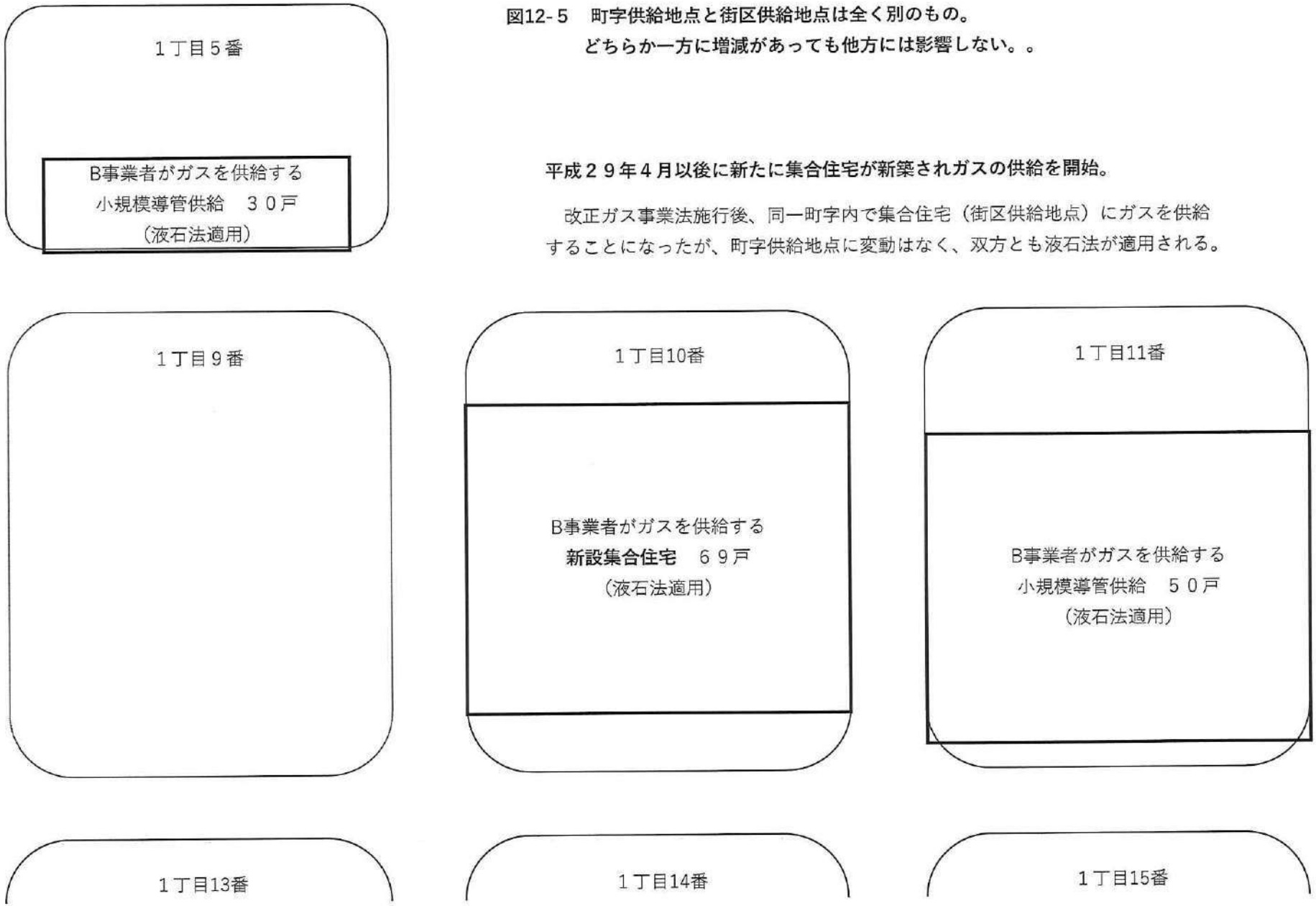


図12-５　町字供給地点と街区供給地点は全く別のもの。
どちらか一方に増減があっても他方には影響しない。。

平成２９年４月以後に新たに集合住宅が新築されガスの供給を開始。

改正ガス事業法施行後、同一町字内で集合住宅（街区供給地点）にガスを供給することになったが、町字供給地点に変動はなく、双方とも液石法が適用される。

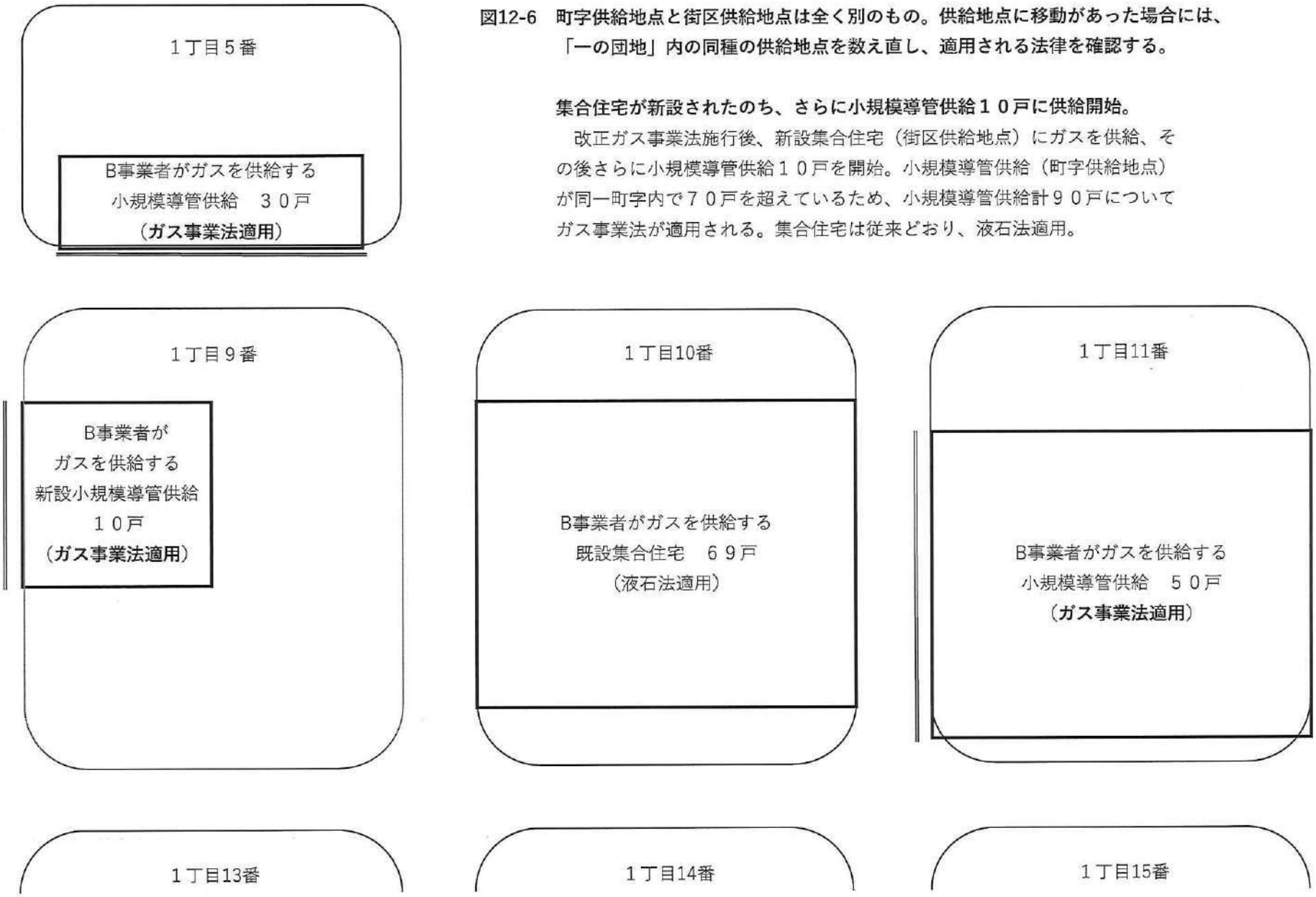


図12-6　町字供給地点と街区供給地点は全く別のもの。供給地点に移動があった場合には、「一の団地」内の同種の供給地点を数え直し、適用される法律を確認する。

集合住宅が新設されたのち、さらに小規模導管供給１０戸に供給開始。

改正ガス事業法施行後、新設集合住宅（街区供給地点）にガスを供給、その後さらに小規模導管供給１０戸を開始。小規模導管供給（町字供給地点）が同一町字内で７０戸を超えているため、小規模導管供給計９０戸についてガス事業法が適用される。集合住宅は従来どおり、液石法適用。

同じ特定ガス発生設備からの導管によるガスの供給地点が増える場合

導管を延長し、供給地点を増やした場合には、特定ガス発生設備の能力内であれば「変更の届出」、ガス発生能力の増強が必要な場合には「変更の申請」経過措置団地である場合には「変更の許可」が必要となる。

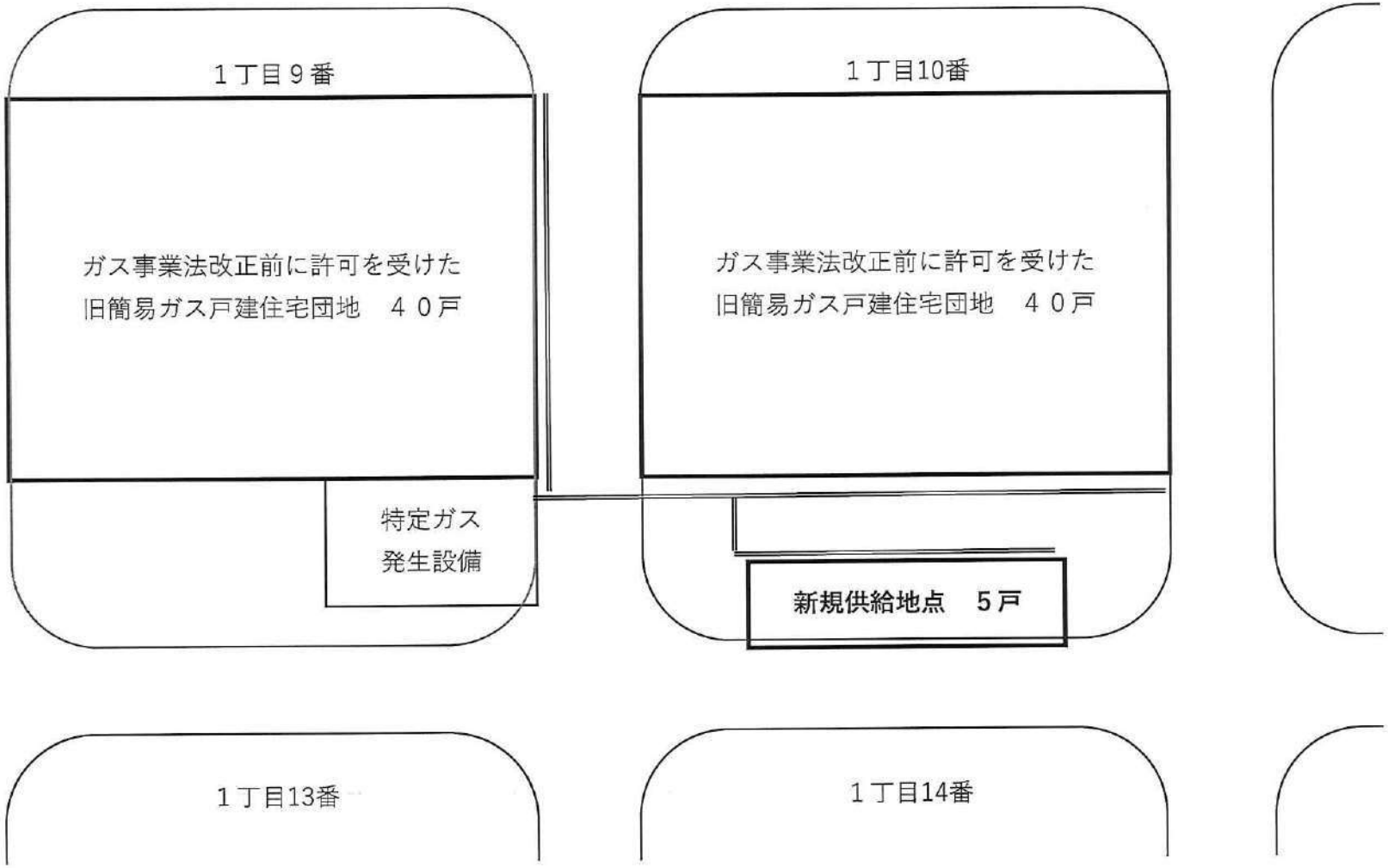


図13-2　改正前ガス事業法により許可を受けていた旧簡易ガス団地と同じ「一の団地」内に、別の新たな供給設備よりの導管によるガスの供給地点が増える場合

旧簡易ガス団地の既設特定ガス発生設備とは独立して新たな供給設備を設置し、導管によりガスを供給する場合には、既設旧簡易ガス団地とは合算されず、「一の団地」（この場合は町）内で７０戸になるまでは液石法が適用される。

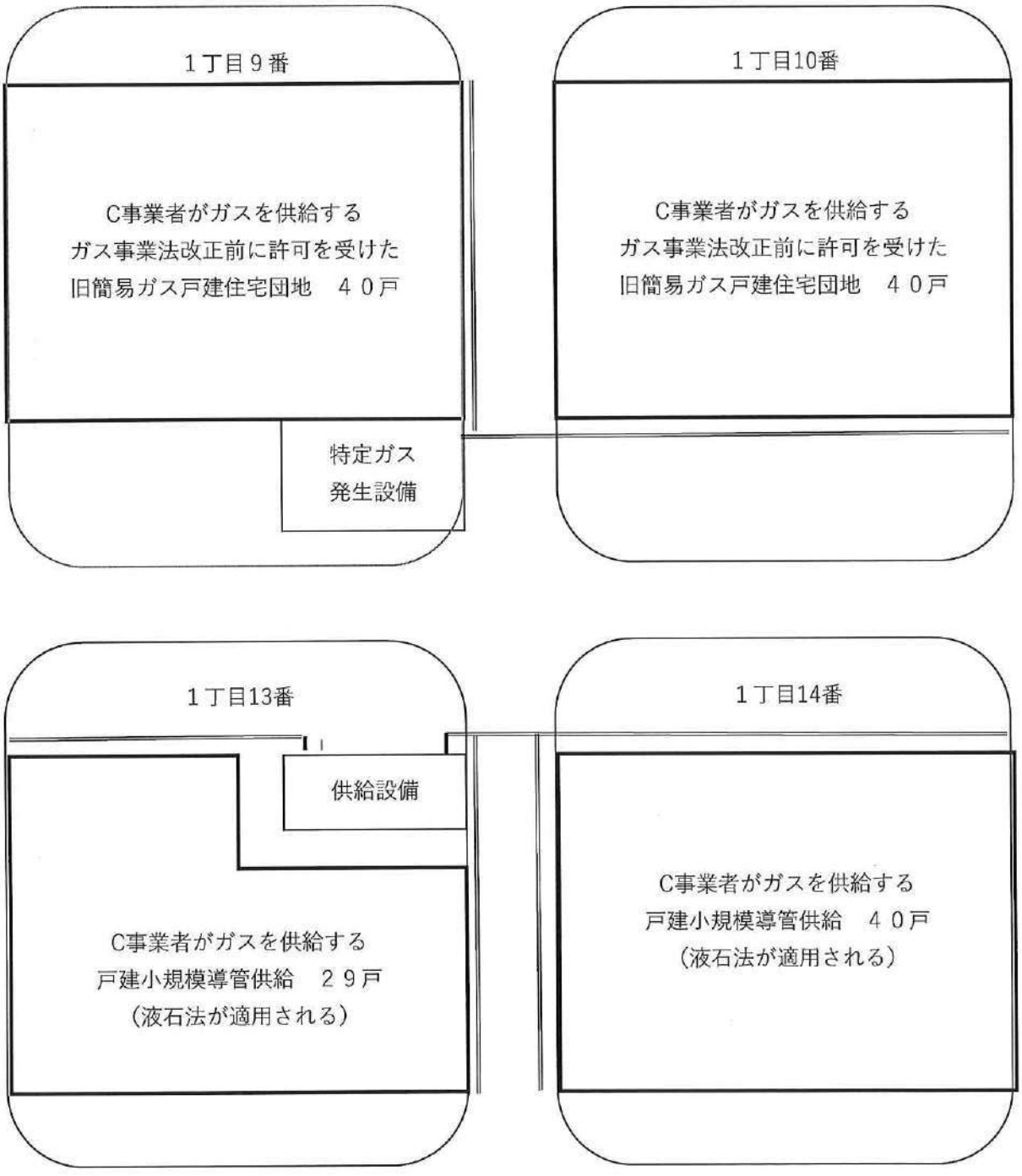
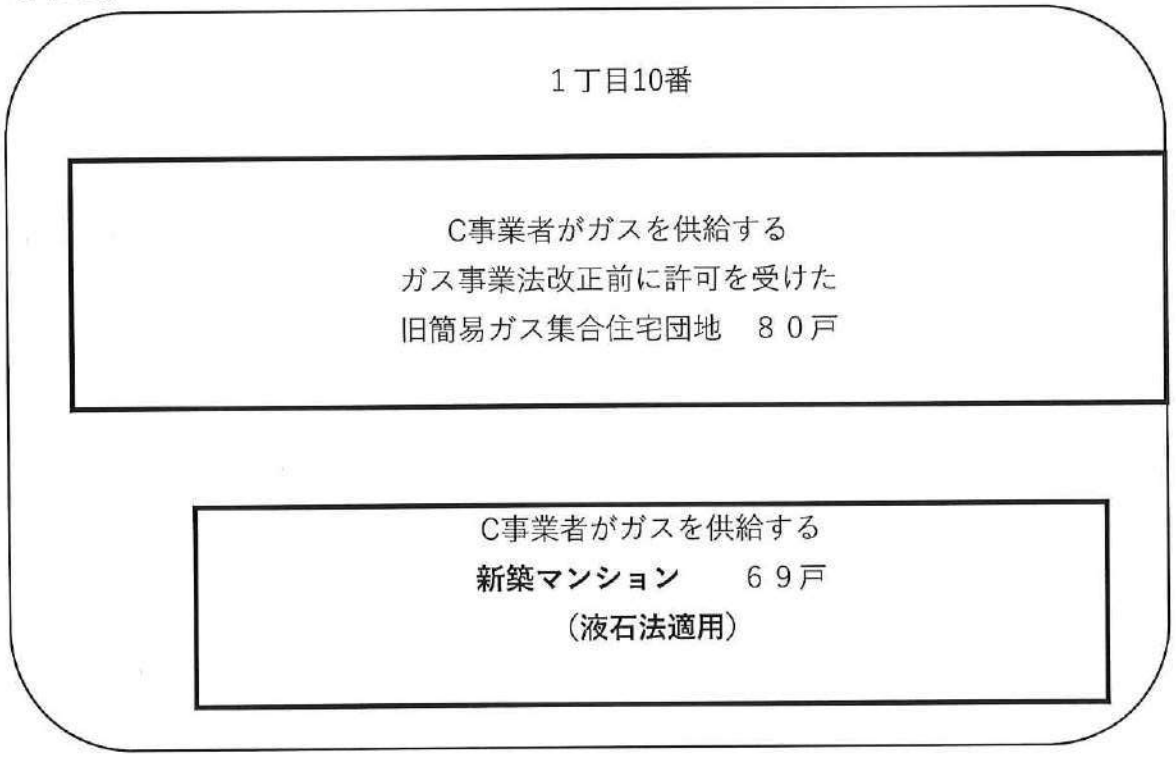


図13-3　改正前ガス事業法により許可を受けていた旧簡易ガス団地と
同じ「一の団地」内に、別の新たな供給設備から
導管によるガスの供給地点が増える場合

旧簡易ガス団地の既設特定ガス発生設備とは独立して供給設備を設置し、導管によりガスを供給する場合には、既設旧簡易ガス団地とは合算されず、「一の団地」（この場合は街区）内で７０戸になるまでは液石法が適用される。



2023/1/12

Q＆A試作品

1.　コミュニティーガスとは何ですか？

(1)　「コミュニティーガス事業」は改正前のガス事業法第２条第３項に規定していた「簡易ガス事業」に対して、地域密着型事業であり効率的なガス供給システムであるこの事業のイメージアップを図るために、平成１９年、当協会が付けた愛称です。商標登録をしています。また当協会も、平成２３年４月の「一般社団法人」化に合わせ、名称を「一般社団法人　日本コミュニティーガス協会」に改め、“地域とともに生きる、コミュニティーガス”として、認知度向上に努めています。

改正後のガス事業法第２条で、それまでの「簡易ガス事業」はガス小売供給の１形態として「一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（＝特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもので、一の団地内におけるガスの供給地点の数が７０以上のもの」と定められています。

改正後のガス事業法では名称がつけられていませんが、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第１条第２項第２号に「旧簡易ガス事業」として定義されています。したがって現在では「コミュニティーガス事業」＝「旧簡易ガス事業」となります。

2.　経過措置団地と自由化団地は何が違うのですか？

(2)　平成２９年のガス事業法改正の主目的は、ガス小売事業の自由化です。参入事業者の増加により価格競争を促すことを意図しています。

したがって原則として改正後の料金は自由化することとなっていましたが、団地内のシェアーが高く、団地内で競争が行われていない場合は、事業者により合理的でない料金の値上げが行われるおそれがあります。これを防止するため、団地内のシェアーが 50%を超えている、かつ過去３年間にわたり競争が行われたといえる実績がない団地については、経過措置として、料金改定については“改正前のガス事業法と同様の申請認可が必要”としました。この指定を受けた団地を当協会では経過措置（料金指定）団地、指定を受けなかった団地を（料金）自由化団地といっています。

また、自由化団地のうち、シェアーは 50%を超えているが、十分な競争状態にあるとして指定を受けなかった団地や、一旦は指定は受けたもののその後競争状態の報告において十分な競争状態にあると判断され指定を解除された団地は、「特別な事後監視」として自由化後３年の間、３ヶ月ごとに販売価格の報告を求められます。

3.　供給地点・供給地点群・調定数のそれぞれの意味は何ですか？

(3)　「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスを、ガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）です。(通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」1－③－(ｲ)参照)

「供給地点群」とは、特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であって一の団地内にあるものの総体をいいます（規則第６条第４項第４号参照)。通常「コミュニティーガス団地（＝旧簡易ガス団地)」と言っています。特定ガス発生設備の数は問いません。

「調定数」とは、供給地点の内、実際にガスを使用し、かつ使用量を算定している需要家の数をいいます。いわゆる稼働数です。

4.　コミュニティーガス事業における「簡易なガス発生設備」とは何ですか？

(4)　「簡易なガス発生設備」とは、高圧ガス保安法（＝保安法）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（＝液石法）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く）をいいます。(施行令第１条)

この場合容器には貯槽も含まれ、具体的には次のとおりです。

(1)　保安法第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器
(2)　保安法第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器
(3)　保安法第４４条第４項の規格に適合した容器
(4)　液石法第３７条の技術基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

これらの特定ガス発生設備以外の設備を用いて、導管によりガスを供給する場合は、供給戸数に関わらずガス事業法が適用されます。

5.　コミュニティーガス事業の「一の団地」とは、どのように解釈するのですか？

(5) 通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」1－②に規定されています。詳しくは序章を参照願います。

6.　資本関係にある二つの会社が「一の団地」内にそれぞれ液化石油ガス販売事業における小規模導管供給物件を持っており、その合計戸数が７０を超えた場合、ガス事業法の適用を受けますか？

(6)　資本関係にある２つの会社が関係会社であると判断される場合には、ガス事業法の適用を受けることとなります。

＜関係会社に関する経済産業省資料＞



7.　旧ガス事業法時代に 2 棟（80 戸＋40 戸）の集合住宅を「一の団地」として簡易ガス事業の許可が与えられた団地で、その団地内の一方（40 戸）の集合住宅が建替えられ 70 戸となった。既存の団地内の変更となるか、新規の団地となるか？

(7)　双方の集合住宅にガス事業法が適用されるますので、どちらも可能と考えますが、管轄の経産局等にご確認ください。

ただし、この事例で、２棟（８０戸＋７０戸）を既存団地（８０戸＋４０戸＝仮称：A 団地）の供給地点増加とした場合には、これと同じ街区に、ガス事業法改正後更に６９戸の集合住宅が建設され同一事業者がガスを供給しても、従来のものに加えてガス事業法が適用されず、液石法が適用されます。改正前に既に認可を受けた団地は、改正後の供給地点の変動には関与しないことを当局に確認しています。

一方、同じ事例で、建て替えられた７０戸の集合住宅を新たなコミュニティーガス団地（仮称：B 団地）とした場合には、その後同一の「一の団地」（この場合は「同一街区」）内で、数戸の集合住宅が新設され又は譲受されて、同一事業者がガスを供給する場合には、コミュニティーガス団地(B 団地)の供給地点の増加ととなります。ガス事業法改正後の導管供給地点の増減はその都度、町字供給地点か街区供給地点かを判断した上で、同一「一の団地」内の供給地点数をカウントし、ガス事業法が適用されるか否かを確認することになります。

8.　既存の団地（70 戸以上）とは別に、隣接した区画で新規の集合住宅（７０戸以上）にガスを供給することとなった。独立した新規の供給地点群となるのか。
また、道路を横断する導管により接続し既存団地の供給設備を共用してよいか。

(8)　まず供給設備をそれぞれに設置した場合には、双方の集合住宅にガス事業法が適用されますので、団地の新設または従来からある団地の供給地点増のどちらもあり得ると考えます。同一ブランド等隣接による合算の必要がなければ、それぞれ独立の団地とするのが一般的と思われますが、管轄の経産局等にご確認ください。

また、道路を横断する導管により接続し、既存の団地の供給設備を共用し、供給地点の増加とすることは可能と考えます。しかし設備能力の変更が予想されますので、事前の変更申請等が必要になると考えます。

さらに、供給地点が街区供給地点から町字供給地点になりますので、「一の団地」が「街区またはそれに類する区画」から「町又は字」に拡大されます。そのため同一「町又は字」内の小規模導管供給等「町字供給地点」の有無を確認し、存在する場合には、これも併せてガス事業法の適用対象とする必要があります。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。
「町字供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」といいます。
「街区供給地点」：一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」といいます。

9.　一つの供給地点群内おいて、地点の増加や減少があっても、供給地点数以内の増減であれば、変更の申請・届出をする必要はないのですか？

(9)　コミュニティーガス事業は、供給地点が明確に定まった事業ですので、地点の増加・減少はそれぞれに全て申請又は届出が必要となります。供給能力の変更が必要となる場合には事前の申請が、供給能力の変更を必要としない場合には事後遅滞なく届出が必要となります。

（例）許可地点数　　１００地点

減少（駐車場等）	▲５地点
増加（新規申込み）	＋２地点
増加（２世帯住宅）	＋１地点
差引	▲２地点

許可地点数内であっても、許可以外の地点には供給できません。

⇩

３地点の増加、５地点の減少の申請又は届出が必要となります。

（鏡は差引きで２地点の減少と記載しても、供給地点の地番リストやガス工作物の設置の状況を記載した図面は、増減が明確に分かるようにする必要があります。）

＊　なお、減少地点については、将来のガス供給を見通して申請の要否を決めて良く、駐車場やオール電化に転換した住宅を必ずしも減少申請・届出する必要はありません。

10. コミュニティーガスの供給地点変更の申請・届出は、具体的にどのように行えばいいですか？

(10)【自由化団地】　まず供給地点の変更が「軽微な変更」当たるか否かを判定します。

「軽微な変更」とは、　変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値未満であるものです。「軽微な変更」の場合には、事後遅滞なく変更の届出を行ってください。

「軽微な変更」に当たらない場合は、ガス小売事業変更登録申請が必要なほか、工事計画届出等も必要となりますので２カ月以上の余裕をもって、管轄経済産業局にご相談ください。

【経過措置団地】　旧法同様の手続きが必要となります。本省管轄の場合には、まず管轄経産局等の許可を得たのちに変更の申請又は届出、供給計画の変更届等を行うこととなります。

11.　特定ガス発生設備の調整器の交換を行いました。同じ能力の調整器ですが変更届は必要ですか？

(11)　交換した調整器の能力が従前のものと同じ場合には変更届は不要です。

なお、調整器や気化器を能力の異なるものに交換する場合や増設する場合には、「軽微な変更」となり、様式第６を用いて、遅滞なくガス小売事業変更の届け出をしなければなりません。

12.　一般ガス供給区域内において、７０戸以上の導管供給によるＬＰガス需要の申込みを受けました。コミュニティーガス事業の許可を得ることは可能ですか？

(12)　改正後のガス事業法では、一般ガスとコミュニティーガスの導管は別種の導管と判断され、同一区域に敷設されていても過剰な設備とは看做されません。一般ガス供給区域内においてもコミュニティーガス事業の行うことは問題ありません。

13.　コミュニティーガス団地の廃止を検討しています。廃止の要件はどのようなものですか？

(13)　【自由化団地】　供給地点又は需要の場所が減少した結果７０未満となり、今後７０以上になる見込みがない場合には、廃止できると考えます。

廃止する場合には、法第９条第３項及び規則第１２条の規定に従い「周知する」必要があります。需要家の同意書が必要とは規定されていませんが、管轄の経産局等にご確認ください。

【経過措置団地】　廃止する団地が経過措置指定団地の場合には、「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」に従い、周知、同意の取得及び家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の提示を行わなければなりません。

14. 事業譲渡・譲受の認可申請は、どのような場合に、どんな手続きを行うのですか？

(14)　【自由化団地】　ガス事業法の改正により、ガス小売事業の全部の譲渡・相続・合併・分割によりガス小売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく経済産業大臣に届け出る必要があります。承継する事業者がガス小売事業者でない場合には、法第６条第１項の登録拒否要件に該当していなければ、承継した事業者のガス小売事業者の地位と登録番号を引継ぐことができます。(法第８条)

手続きについては、「コミュニティーガス事業　ガス小売事業の申請書・届出書等記載例」を参照願います。

また、供給している複数の供給地点群の内、一部の供給地点群のみを譲渡する場合には、「ガス小売事業変更届出書（様式第６)」に必要事項を記入し届け出るとともに供給計画の変更を届け出ることとなります。

一方、譲受する事業者は事前に「ガス小売事業変更申請書（様式第４)」を経済産業大臣に提出し、変更登録を受けなければなりません。供給計画の変更も併せて届け出ることとなります。

【経過措置団地】　廃止する団地が経過措置指定団地の場合には、「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」に従い、周知、同意の取得及び家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の提示を行わなければなりません。

15.　事業譲渡譲受認可申請に際して、「需要家への周知文」は添付資料として必要ですか？

(15)　前項で記載したとおり、事業の譲渡譲受は地位を継承した者が経済産業大臣に届け出る必要があります。この場合、小売供給の相手方に対する周知義務は明記されていません。

一方、譲渡する事業者は、ガス供給契約の当事者の変更ですので、当然、需要家に周知しなければならないと考えます。

届出書類の添付資料として必要か否かは管轄の本省又は各経済産業局にご確認ください。

16.　会社を吸収合併する際、合併認可申請は必要ですか？

(16)　【自由化団地】ガス事業法の改正により、会社の吸収合併も承継の１形態として、経済産業大臣に遅滞なく届け出る必要がありますが、認可申請は不要です。

承継（ガス小売事業の全部譲渡、ガス小売事業者の相続、合併若しくは分割）については、改正ガス事業法第８条に規定されていますが、承継する法人等は、改正ガス事業法第６条（登録の拒否）第１項第１号～第３号に該当しないことが必要です。

【経過措置団地】旧ガス事業法の規程が適用されますので、経済産業大臣の認可を受けなければなりません（旧ガス事業法第１０条、旧ガス事業法施行令第８２条　参照）。

17.　組織改編等があった場合、どのような手続きが必要ですか？

(17)　ガス小売事業者において組織改編等がある場合には、組織の名称、指揮命令系統、苦情処理体制およびそれらの部署の電話番号等が変更される可能性があります。法第４条及び規則第６条に基づき、既に提出した最新の届出と比較し、変更点を明確にして該当する変更届を提出願います。

18.　コミュニティーガス団地において、卸供給・託送供給は可能ですか。

(18)　コミュニティーガス事業はガス小売事業であり、導管事業ではありませんので、卸供給・託送供給を行うことはできません。

ガスの小売営業に関する指針　５（小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為）－（2）－（※１４）に、「旧簡易ガス事業者等が平成２９年３月までに行ってきた事業については、平成２９年４月以降ガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給の制度は存在しない。」と記載されています。

19.　コミュニティーガス団地内の供給地点において、供給事業者が液石法適用としてシリンダーによるガス供給を行うことは可能ですか？

(19)　改正前ガス事業法に基づき認可を受けた団地内では不可と考えます。やむを得ずシリンダー供給を行う場合、あるいは既に自社がシリンダー供給を行っている需要家を含む団地を譲受した場合には、シリンダー供給を継続していてもガス事業法が適用されるべきものと考えますので、ガス小売供給約款に基づく供給地点としてください。

一方、改正後ガス事業法の規程によりコミュニティーガス団地となった場合には、「一の団地」の区域の考え方が変更されていますので、導管供給の需要家とシリンダー供給の需要家が同一「一の団地」内で混在することは当たり前のことと考えます。したがって導管供給・シリンダー供給のいずれも可能と考えます。

20.　コミュニティーガス団地を譲受したところ、団地内に以前から当社が供給していた液石の需要家があった。この場合、需要家に対しどのような対応したら良いか？

(20)　従来どおりシリンダー供給を続けるか、あるいは灯外内管を敷設し導管供給に切り替える選択肢がありますが、需要家の意思を尊重すべきと考えます。双方の条件を示したうえで、需要家の選択に任すべきではないでしょうか？

いずれを選択された場合でも、上記１９に記載のとおり、改正前ガス事業法に基づき認可を受けたコミュニティーガス団地の場合は、供給地点とするべきと考えます。

21.　「ガス小売供給約款」「指定旧供給地点小売供給約款」とは何ですか？また「ガス小売供給約款」は必須ですか？

(21)　現行のガス事業法には「ガス小売供給約款」という言葉は記載されていません。「ガス小売供給契約」という記載はあります。ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者（需要家）と小売供給契約を締結したときは、法第１５条（規則第１４条）に規定する事項を記載した書面を交付しなければなりません。この書面の交付で足りるとされています。しかし、多くの需要家に共通する事項を「ガス小売供給約款」として定めておけば、需要家の理解は得やすくなると思われますし、事業者の業務標準化も可能となりますので、「ガス小売供給約款」の作成をお薦めします。

一方、「指定旧供給地点小売供給約款」は「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令」第１２条に記載すべき事項が定められており、第１３条では「指定旧供給地点小売供給約款」の設定・変更には申請・認可が必要と定められています。指定旧供給地点にガスを供給する旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、その指定供給地点（群）に係る「指定旧供給地点小売供給約款」を必ず作成し、認可を受けなければなりません。

22.　「早収料金」や「遅収料金」は設定しなければならないのですか？

(22)　「早収料金」と「遅収料金」が設けられているのは、早めに支払う需要家とそうでない需要家との間に料金格差をつけ公平を図るとともに、料金の早期支払いを促進することを目的としています（遅延損害金ではありません。）。割増率を何％にするかは事業者に委ねられています。

「ガス小売供給約款」は、ガス小売供給契約の一部ですので、ガス事業法第１５条第１項第３号、規則第１４条第２項第３号、規則第１３条第７号の定めにより、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を記載すれば良いとされています。したがって「早収料金」「遅収料金」は必ずしも設定する必要はありません。

また、経過措置料金指定団地についても、「指定旧供給地点小売供給約款」に定めるものとして、経過措置省令第１２条第２号に「料金」とのみ記載されていますので、やはり「早収料金」「遅収料金」を定める必要はないと考えます。

23.　ガス料金の日割り計算の方法を具体的に教えてください。

(23)　【自由化団地】「ガス小売供給約款」に記載した日割り計算の方法に従い算出してください。不公平でない（需要家が受け入れられる）ルールであれば、必ずしも従来の「簡易ガス供給約款」の規程を準用する必要はないと考えます。

とはいえ、従来方式を踏襲されている事業者も多いと思われますので、「簡易ガス供給約款」に規定する日割り計算の方法を以下に記します。経過措置団地の場合は以下の計算方法に従ってください。

概略

① 基本料金を日割り

まず、基本料金を日割りします。

日割り基本料金＝通常基本料金×日割計算日数/30

※ 1　基本料金は、３０日間ガスを使用したと仮定した場合の使用量の属する料金群（ＡＢＣ）を使用します。例えば、日割計算日数が１０日で１５㎥使用した場合、３０日使用したとすれば４５㎥を使用しますので、Ｃ群の基本料金及び従量料金を使用します。

※ 2　日割計算日数は、入居の場合、入居日から検針日まで。退去の場合、前回検針日の翌日から退去日まで

② 従量料金を算出

従量料金についても、同様に１ヶ月使用したと想定した料金群の調整単位料金にそのままの使用量を乗じます。

③ 基本料金と従量料金を合算

日割計算を行う場合の定義

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの通常検針期間のズレの場合

⇒料金算定期間が２４日以下又は３６日以上となった際に日割り計算を行う。

② 開栓又は閉栓を伴う場合（ガス代の未払い等によるガスの閉栓・開栓を含む。）

⇒料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった際に日割り計算を行う。

※ ただし、事業者都合で３６日以上になった場合は除く。

閉栓による日割りの発生事例

① 条件

前回検針日：３月１０日
閉　栓　日：３月３１日
使　用　量：７．６㎥
料金算定期間：２１日間

ガス料金	基本料金	基準単位料金
A 群（0～8 ㎥）	1,029.00 円	498.75 円／㎥
B 群（8 ㎥超～30 ㎥）	1,260.00 円	469.87 円／㎥
C 群（30 ㎥を超える）	2,362.50 円	433.12 円／㎥

原料費調整額を+10.0000 円／㎥とした場合。

② 手順

⇒料金表（別表第３適用の場合）の適用区分（Ａ・Ｂ・Ｃ群）を確認する。

この場合の料金表の適用区分は　7.6 ㎥×30/21 日＝10.857･･･㎥(B 群適用)

⇒基本料金を日割り計算する。

1,260.00×21/30 日＝882.00 円（小数点第３位以下切り捨て）

⇒従量料金を計算する。

（469.87 円／㎥＋10.0000 円／㎥）×7.6 ㎥＝3,647.012 円

⇒基本料金と従量料金を合算する。

882.00 円＋3,647.01 円＝4,529 円となる。（小数点以下切り捨て）

24.　約款等、契約条件はどのように開示したらよいか？

(24)　【自由化団地】　改正後のガス事業法では、第１４条（供給条件の説明等）第１５条（書面の交付）とも書面の交付を前提としています。ただし、いずれも需要家の事前の承諾を前提に以下の方法であっても、当該書面を交付したものとみなすとしています。(法第１４条第３項、第１５条第２項、令第２条、規則第１３条第１１項、規則第１４条第５項第６項、規則第１５条、規則第１６条　参照)

(1)　電子メールによる送信

(2)　ガス小売事業者の電子計算機内のファイルの閲覧

(3)　記録した磁気記録媒体の交付

【経過措置団地】改正前ガス事業法第１９条に従い、供給約款の認可を受けた場合や変更の届出をした場合には、実施の日の１０日前から営業所等において、供給約款を見やすい場所に掲示しておかなければなりません。また「指定旧供給地点ガス小売供給約款」の定めに従い、「内管工事見積単価表」「平均原料価格」も掲示しておく必要があります。

25.　検針時におけるガスメーターの指針はどの桁まで読むことが正しいのですか？

(25)　協会作成の「ガス小売供給約款の一例」及び「指定旧供給地点ガス小売供給約款」では「計量の単位」を立方メートルと定め、検針につき次とおり記載しています。

“検針は小数第２位以下の端数は読まないで、小数点第１位までを検針数字にします。”

※　「読まない」とは、その端数の量を次回の検針に繰り越すことを意味し、「切り捨て（＝算定しない)」とは異なります。

26.　需要家敷地の内管の所有関係と内管工事費負担について、教えてください。

(26)　【自由化団地】　需要家との合意による契約事項と思われますが、「供給設備の保安責任」とも関係しますので、「ガス小売供給約款」においても、「指定旧供給地点小売供給約款」と同様の定めを記載し、従来の制度を堅持することをお薦めします。

【経過措置団地】　協会作成の「簡易ガス供給約款」では、需要家の敷地と道路等の敷地境界線より需要家側のガス管を需要家の所有とし、その工事に関しては需要家の費用負担で実施することとしています。また、内管の工事はガス事業者に申し込まなければならず、それ以外の事業者へ需要家が申し込むことを禁止しています。しかし、一定の工事に限って、承諾工事人に申込み、施工させることができることになっています。

27. 内管工事見積単価表を変更しようと検討しています。どのような手続きが必要か教えてください。

(27)　内管工事見積単価については、平成１１年のガス事業法改正により「単価の算定方法を供給約款に記載し、これに基づき算定した単価を店頭掲示する」方式となっています。

したがって、経過措置団地においては、社内で適正な単価に改訂した上で、その改定日を単価表内に記載し、事務所に掲示して需要家に周知を図れば良いとなります。

自由化団地においても前問との関係で、保安責任区分の観点から、この取り扱いも堅持したいところですが、実際の工事価格は需要家との交渉により決定される事項と考えます。

28.　需要家がオール電化に転換し、ガス供給を取りやめすることになり、敷地内の灯外内管の撤去を要請されました。お客様から撤去費用をいただくことはできますか？

(28)　灯外内管は需要家の資産ですので、修繕、位置替え、撤去等の費用は全て需要家に請求することとなります。事務所に掲示している内管工事見積単価表の撤去費用に基づいて請求してください。

なお、需要家から撤去等の要請があったときは、トラブルを避けるために、供給約款に記載してあるとおりのことではありますが、あらかじめ「撤去費用等は需要家の負担になる」旨を丁寧に説明しておくことが肝要です。

29.　標準供給約款に定める保証金について、利息の利率を設定していますが、複利計算が困難であるため、利息の利率を０パーセントで設定することは可能ですか？

(29)　保証金の利率は事業者の判断に委ねられていますので、０％も可能です。

【自由化団地】　需要家に不利となる改定と考えられますので、法第１４条に従って説明をした上で、「ガス小売供給約款」の改定を行い、法第１５条書面の交付が必要となります。

【経過措置団地】供給約款の変更申請を行い、認可を受ける必要があります。

30.　水道の検針では、毎月検針ではなく２ヶ月毎に検針されているケースがありますが、供給地点群内の公民館等で１ヶ月の使用量が極端に少ない需要家のガス検針を２ヶ月毎に伸ばすことは可能でしょうか。

(30)　供給約款では、検針は毎月定めた日に行うと定めています。原料費調整制度も単月改定を採用している事業者が多いと思われますし、継続的取引においては、債務は月単位に弁済されるのが一般的です。とはいえ、これも需要家との合意に基づく契約事項と考えますので、２カ月検針にする合理的な理由と需要家の合意があれば可能と考えます。

31.　検針或いは料金収納を他社に委託することは可能ですか？また、コンビニエンスストア払いを導入した場合、手数料等を需要家負担とすることは可能ですか？

(31)　【共通】検針・集金を他社に業務委託することは可能です。ただし、委託先とのトラブルを避けるためにも、明確な業務委託契約を締結しておくことが大事です。

なお、供給約款では、口座振替及び払込みのみ認めており、やむを得ない場合に集金員を向かわせると定めています。これは訪問集金を行わないことがガス事業者の経営効率化に資する等の理由によるものです。

また、コンビニ払い等の手数料については、経過措置団地については需要家負担の定めがなく、手数料を負担していただくためには約款の変更申請・認可が必要となります。

自由化団地の場合、法改正前からコンビニ払いを導入していた場合には、需要家に対する不利益変更と考えますので、法第１４条の説明、法第１５条の書面の交付を行う必要があると考えます。新たにコンビニ払いを導入する場合には手数料等の需要家負担は比較的受け入れられやすいとは思いますが、やはり同様に法第１４条の説明、法第１５条の書面の交付を行うことが必要です。

32.　供給開始時に需要家との契約書の取り交わしは必要ですか？また、所定の様式はありますか？

(32)　【自由化団地】ガス小売供給約款を定めている場合には、契約書は必ずしも必要ではありません。
協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」では次のとおり定めています。

６．契約の成立及び変更
⑴　ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が５⑴に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
⑵　お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、⑴の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。
⑶　お客さまが新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。
⑷　お客さまが、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。
⑸　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、申出の日から□日以降の定例検針日の翌日から適用いたします。

【経過措置団地】契約書は必ずしも必要ではありません。
「指定旧供給地点小売供給約款」では次のとおり定めています。

Ⅱ　使用の申込み及び契約
５．使用の申込み
⑴　ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ本供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（12⑴ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。)。
⑵　⑴のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
⑶　当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

⑷　申込みの受付場所は、当社の本社、営業所、支社又は当社の指定した特約店（以下「営業所等」といいます。）といたします。

⑸　建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため⑴のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

33.　経過措置団地の料金制度はどのようになっていますか？

(33)　経過措置団地の料金は従来同様、供給約款の変更申請を行い、認可を受けなければなりません。ただし、ガスの料金を引き下げる場合その他のガスの利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、供給約款を変更した上で、経済産業大臣に届け出ることで良いとされています。
経過措置団地の料金の考え方は以下のとおりです。

旧簡易ガス事業のガス料金は、ガス事業法第１条の「ガスの使用者の利益の保護」と「ガス事業の健全な発達」という目的に照らして、ガス料金その他の供給条件について供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければなりません。その考え方は、以下のとおりです。

１．料金の３原則

① 原価主義の原則

「ガス事業者が能率的な経営の下に需要家に良好なサービスを提供するために必要とする原価」を料金の基礎とする。

② 公正報酬の原則

「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とし、適正な利潤とは、簡易ガス事業の合理的な発達を遂げるに必要な資金調達に資するとともに、支払利息や配当金を支払うに足る報酬を料金の基礎に含める。

③ 公平の原則

一つの供給地点群内における需要家間には、不公平な取扱いをすることはできず、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

２．供給地点群ごとにガス料金を設定する

旧簡易ガス事業は、旧法第３７条の２により供給地点群ごとに経済産業大臣の事業許可を受けています。よって、ガス料金も供給地点群ごとの供給約款に定めています。

３．標準係数方式の採用

旧簡易ガス事業については、次の理由から、ガス料金の原価要素（販売量、有形固定資産投資額、労務費、減価償却費等）については、**標準係数（経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値）**による簡便な方法で算定しています。

①　旧簡易ガス事業は、その供給方式が容器等を設置して供給するという簡易な設備であって、かつ定型化していること。

② 需要の内容が主として家庭用で需要の種別が単純であることなどのために、料金原価のうち比較的類型化できる項目が多いこと。

③ 旧簡易ガス事業者の多くが液石販売事業との兼業であり、それぞれの明確な区分経理は困難であり、供給地点群ごとの実績に基づく原価の想定が難しい。

なお、経過措置団地における料金の設定の詳細は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定供給地点小売供給約款料金算定規則に定められております。また、協会では、簡単に料金算定ができる「料金算定システム（EXCEL 版)」を HP に掲載しています。また「料金算定ツール」ソフトも販売されています。

34.　経過措置料金規制が解除されました。ガス料金は液石と同じ扱いで良いですか？

(34)　簡易ガス団地が経過措置の指定を受けず自由化団地になった場合や、改正法施行後経過措置料金規制が解除されて自由化団地になった場合には、その団地における需要家のシェアーにより、特別な事後監視の対象となる場合とそうでない場合があります。

特別な事後監視の対象となった場合には、３ヶ月ごとに料金等に関する報告書を提出し、値上げを行ったと判断された場合には、その値上げが合理的か否かを調査し、合理的でない値上げと判断された場合には、是正を求められます。

特別な事後監視の対象とならなかった団地は、一般的な市場監視に委ねられます。この場合、需要家等からの申し出などにより調査が必要と判断された場合に、上記と同様な調査が行われます。

これらの調査が行われる場合には、事業者はその値上げが合理的であることを説明することになりますので、それまでの簡易ガス団地料金表から極端に異なる料金制度を採用した場合には、説明がかなり困難になると思われます。従来の簡易ガス料金制度を基本に、標準係数を必要に応じて最新のものに置き換えるなど、説明しやすい料金改定を薦めます。

一方、ガス事業法改正後に新設された団地では、自由な料金制度が認められますので、質問のような液石販売同様の料金制度とすることも可能です。しかし、液石販売では「料金の透明性の確保」が話題となっていますので、原料費調整制度を含む透明性のある料金制度とされることを期待します。また保安の責任範囲にも影響しますので、灯外内管については需要家の所有とすることも原則として維持していただきたいと考えます。

35.　自由化団地になった後導管の更新を行った。料金改定はどうすれば良いですか？

(35)　導管の更新は固定費の増加となります。基本料金を増額することにより、費用回収を図ることになります。値上げ額の目安は以下のとおり。

値上げ額の目安＝投資金額÷｛12（月）×13（償却年数)｝÷供給地点数

更に固定資産税・設備金利の負担分等の費用も加算する必要があります。また、最新の標準係数を用いて料金算定を行うことによっても、料金改定の目安を知ることができます。

ただし、この算式で得られる解は、大幅な値上げとなることが予想される一方、供給地点数で除しているため、調定数に応じて行う回収では回収不足となります。

回収年数を伸ばすことにより値上げ幅を圧縮し、需要家の理解を得るとともに、調定数を増やす努力が必要となると思われます。

36.　灯外・灯内内管の費用は従来どおりまとめてお客様に請求しなければならないのか？

例えば有償貸与とし設備利用料として回収する方式はどうか？

(36)　【経過措置団地】　従来通り「指定旧供給地点小売供給約款」の定めに従ってください。

【自由化団地】　需要家と個別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、変更は可能です。灯外内管・灯内配管の費用を分割払いとすることも可能です。需要家が負担しやすい方法を提案しては如何でしょうか。

ただし、質問にある「有償貸与」は、配管設備がガス小売事業者の所有となり、保安責任の区分にも影響しますのでお勧めしません。特に灯内配管については、液石販売の事例では、ほとんどの場合「住宅の付着物」としてガス事業者の所有権が認められていません。

「料金の透明性」を維持するためにも、３部料金制とするか、ガス料金とは別にローンを設定する等、所有権が需要家にあることが明確になる方法をお薦めします。

37.　払込票の発行手数料を請求することは可能か？
**　　また、これは料金改定に該当するのか？**

（37）【経過措置団地】　「指定旧供給地点小売供給約款」に以下のとおり定めています。

28. 料金の払込み
お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次 のいずれかの場所でお支払いいただきます。
① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関 等」といいます。）
② 当社の営業所等

経過措置団地の料金は供給約款の定めを前提に定められています。払込書の費用について記載がないことから、ガス料金に含まれていると考えられますので、払込票の発行手数料は請求できないと考えます。

また、「指定旧供給地点小売供給約款」に上記の定めが記載されておらず、払込書による払込みを認めていなかった団地において、新たに払込みを認める場合には、発行手数料の請求も可能とは考えますが、供給約款の変更申請・認可が必要ですので、管轄の経産局等にご確認願います。

【自由化団地】　需要家と個別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、請求は可能です。

自由化された以降も払込書による払込みを認めていて費用を請求していなかった場合には、払込書の発行手数料を需要家に請求することは、料金の改定又は需要家に対する不利益変更となりますので、法第１４条及び第１５条は丁寧に行うことが必要と考えます。

一方、払込み以外の支払方法について料金を減額する場合には、需要家にとって不利益な変更とはなりませんので、口座振替等の支払方法等払込み以外の方法に誘導するお知らせに合わせ、法第１４条の説明及び法第１５条の書面の交付を行うことで良いと考えます。

また、それまで払込書による払込みを認めていなかった団地では、コンビニ払い等の払込み手段を追加することは、サービス向上の一環であり、利用するか否かは需要家が選択できますので、発行手数料を請求しても差し支えないとも思います。これも需要家にとって不利益な変更ではありませんので、需要家への制度変更の周知に合わせ、法第１４条・第１５条を実施することで良いと考えます。

38.　新規のコミュニティーガス団地（集合型マンション）で給湯器の設備投資が発生した。料金設定する場合は、投資分を転嫁した３部制料金の考えを取り入れて良いか？

（38）　（34）（36）でも説明しましたが、ガス事業法改正後の新設団地では、料金制度は自由に設計できます。「投資分を転嫁した」ではなく「需要家負担分の設備費用」として、３部料金制など需要家の理解を得やすい料金制度をお薦めします。

39.　経過措置料金指定団地において、経年劣化の導管を一部だけ入れ替えました。新たな投資が発生したので料金改定を行いたいのですが、その際、既存導管に係る供給地点、入替導管に係る供給地点を入力するにあたり、それぞれの地点数はどのように算出すればいいのでしょうか？

（39）　料金算定ツールにおいて、既存導管の供給地点数は、現在の供給約款に記載されている供給地点の数。入替導管に係る供給地点数は、入替導管に接続する供給管の数」としてください。

40.　供給約款料金算定規則第３第１表中、１供給地点あたりの道路占用料の額を定める標準係数が、甲地、乙地、丙地に分かれていますが、それぞれの区分けの基準は何ですか？

（40）　道路占有料の所在地区分は平成２６年４月施行の道路法改正により、従来の３区分から、第１級地～第５級地の５区分に改訂され、それぞれの道路占有料も３年ごとに見直されています。また国道の占有料については政令により、その他の道路についてはその道路管理者である地方公共団体の条例により定められています。一方、標準係数における道路占有料の算出方法では、この法改正を反映すべく検討しましたが、簡略化が困難と判断し、当局とも協議の上、改定を見送っています。したがって、所在地区分は旧法の区分を使っており、以下のとおりです。

甲地：都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王 子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市 の区域
乙地：市の区域で甲地以外のもの
丙地：町及び村の区域

41. 事業報酬額とは何ですか？

(41)　事業報酬額とはガス小売事業者が継続的に事業を実施する上で必要な資金調達コストをいい、適正とされる事業者の利潤のことです。適正とされる利潤とはコミュニティーガス事業の合理的な発達を遂げるに必要な資金調達に資するとともに、支払利息や配当金を支払うに足る報酬で料金算定の要素となります。

「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第２条第２項に“総原価は「営業費の額、営業費以外の項目の額、事業報酬の額の合計額」と定められています。事業報酬額の算出方法は「有形固定資産投資額×事業報酬率」で算出されます（地方公共団体である事業者を除く)。

事業報酬率は経済産業大臣が定め事業者に通知する値であり、令和元年度以降の値は、元年　2.93%、２年　3.27%、３年　3.60%、４年　3.03%となっています。

42.　総原価における租税課金（固定資産）原価計算時に、「固定資産税の減免をするか否か」を選択することになっていますが、「固定資産」の減免とはどういう意味ですか？

(42)【自由化団地】　経過措置指定解除の前日までに新設したガス小売事業の用に供する償却資産については、従来通り、経過措置団地同様の固定資産税の課税標準等の特例が適用されます。

【経過措置団地】　経過措置団地に償却資産＜特定ガス発生設備（容器及び気化装置を除く）及び附属設備の用に供する機会及び装置並びに導管であって、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するもの。＞を取得した場合に課される固定資産税の課税標準は、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることになった年度から５年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の３分の１の額とし、その後５年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の３分の２の額となります。

43.　設備投資した導管等（有形固定資産）の固定資産税の減免措置の特例措置適用の可否。

(43)　**42.**の解説のとおり、経過措置指定解除の前日までに新設され、専ら指定旧供給地点のガスの供給の用に供された導管であれば固定資産税の減免が受けられます。

44.　料金改定を行なう場合、原料費調整の調整指標となる基準平均原料価格はどのように設定するのですか？

(44)【自由化団地】　新設の自由化団地においては、料金制度の設計はガス小売事業者に、任されていますが、料金の透明性を維持するためには、従量料金は何らかの合理的な指標（直近ＣＩＦ、ＣＰ、ＭＢ等々）に準拠した原料費調整制度を維持することを勧めます。とはいえ、以下に説明する３ヶ月平均輸入ＣＩＦに連動せせることも全く問題ありません。

【経過措置団地】　基準平均原料価格は供給約款認可料金申請の日又は供給約款届出の日の直近３ヶ月に公表された円建て貿易統計価格のプロパン数量及び価格を基にした加重平均値（円／トン）で定められています。また、原料費の算出根拠となる原料費購入単価は、基準平均原料価格を算出した３ヶ月と同月の原料購入額を用いて算出されています。

45.　供給約款料金を引き下げる場合の申請手続きについて教えてください。

(45)【自由化団地】　ガス料金の引上げ、引下げ共にガス小売供給契約（又はガス小売供給約款）の変更となりますので、法１４条（説明及び書面の交付）・法１５条（書面の交付）を遵守する必要があります

【経過措置団地】　ガス料金の引下げる場合は、需要家の利益を阻害するおそれがないと見込まれますので、変更後の供給約款を経済産業大臣届け出ることとなります。（料金の引上げの場合は申請し認可を受ける必要があります。）

引下げる場合の料金算定方法には次の２種類があります。

①　総括原価方式　基本的に認可料金改定と同様に、各原価の額を算定し直した上で、項目別に原価を積み上げて届出総原価を算出し、それを基に現行料金より引き下げられたガス料金を算出します。

②　届出上限値方式　原資算定期間における経営効率化等により生じることが見込まれる費用の削減額を、料金引下げ原資と財務体質強化原資に分け、その算出した料金引下げ原資を変更前の料金収入額から差し引きます。差し引いた額を届出上限値といい、この値を超えないようにガス料金を算出します。

46.　料金算定に伴う総括表の「その他経費」には、何が含まれているのか？

(46)【経過措置団地のみ】　「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」によれば、「営業費」の「その他経費」は「原料費、労務費、修繕費、租税課金（固定資産税、事業税、道路占有料）及び減価償却費の合計額に適正な経費率（注：経済産業大臣が別に告示する値。現在は 15%）を乗じて算定するものとする。ただし、供給地点群の規模その他の条件により供給地点ごとに差異が生ずるときは、適正な原価によることができるものとする。」と定められています。

係数で算定されるため、内訳が明記されていません。供給地点群に係る「営業費」の合計額から、個別に算定される「原料費、労務費、修繕費、租税課金（固定資産税、事業税、道路占有料）及び減価償却費」を除くものと考えます。

47.　原料費調整制度における料金の調整はどのようにするのですか？

（47）　【自由化団地】　必ずしも経過措置団地と同じ原料費調整を行う必要はありませんが、料金制度を変更する場合には、従来制度からの合理的な制度変更であることを需要家等に説明するためにも、何らかの原料費調整を行うことを勧めます。

【経過措置団地】　「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第１８条第２項に「料金の調整は、基準単位料金（略）について、(略）基準平均原料価格と（略）実績平均原料価格との差額（実績平均原料価格が基準平均原料価格に一・六を乗じて得た額を超える場合に あっては、基準平均原料価格に〇・六を乗じて得た額）に、(略）原料価格の１㎥当たりガス料金への 換算係数を 100 で除して得た値を乗じて得た額により行わなければならない。」と定められています。

また「基準平均原料価格」については同条第３項に規定されていますが、それぞれの団地の「指定旧供給地点小売供給約款」に記載されている値です。

そして「実績平均原料価格」については同条第４項に「実績平均原料価格は、調整を行う月の５月前から３月前の期間（略）における原料価格の円建て貿易統計価格の平均とする。」と定められています。

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則において、料金の調整は次のように定められています。

基準平均原料価格と実績平均原料価格との差額に、経済産業大臣が算定し、各事業者に通知する原料価格の１㎥当たりガス料金への換算係数を１００で徐して得た値を乗じて得た額によらなければならない。

以下、次項

1．経済産業大臣が算定する換算係数について

原料価格の１立方メートル当たりのガス料金への換算係数　　位：円／㎥）

供給地点群が所在する地域	い　号	ろ　号	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県、及び秋田県	０．２１５ ０．２１０	０．２２５ ０．２１９	０．２２０ ０．２１５
沖縄県	０．２０２ ０．１９７	０．２０９ ０．２０４	０．２０５ ０．２００
その他の地域	０．２１０ ０．２０４	０．２２０ ０．２１５	０．２１５ ０．２１０

（注）上段：私営事業者、下段：公営事業者

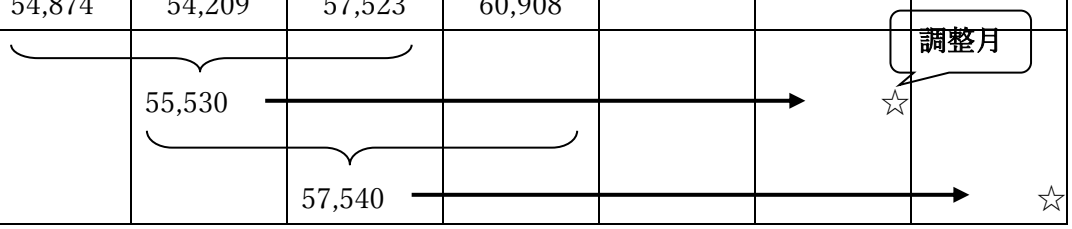
私営事業者の換算係数＝原料費の増減＋事業報酬額の増減＋事業税の増減

公営事業者の換算係数＝原料費の増減

2．計算例

A団地（私営事業者、毎月調整　東京都所在）　　基準平均原料価 48,120 円/ﾄﾝ

月	○○/8	/9	/10	/11	/12	○○/1	/2
ＣＩＦ	54,874	54,209	57,523	60,908			
実績平均原料価格		55,530	57,540				



●１月の原料費調整額を計算する場合

・○○年 8～10 月の平均ＣＩＦ価格を計算する。⇒55,530 円/ｔ(10 円未満切捨て)

・上限値の確認　　55,530 円/ｔ　＜76,990 円/ｔ＝48,120 円/ｔ×160%　　ＯＫ

・原料価格変動額の算定

⇒基準平均原料価格（48,120 円/ｔ）と実績平均原料価格（55,530 円/ｔ）の差で算出

55,530 円/ｔ－48,120 円/ｔ＝7,400 円/ｔ（100 円未満切り捨て）プラスの調整

・原料費調整単価（円/㎥）＝原料変動額÷100 円×0.21 円/㎥×（1+消費税率）

＝　7,400 円/ｔ÷100×0.21×1.10＝17.094 円/㎥

（小数点第３位以下を切り捨て（端数処理Ａ48 参照））

・原料費調整額は、(使用量が 40.0 ㎥と仮定すると)

⇒　40.0 ㎥×17.09 円/㎥＝683.6 円

●２月の原料費調整額＝(57,540-48,120)÷100×0.21×1.10＝21.7602 円/㎥

（端数処理Ａ48 参照）

・原料費調整額は、(使用量が 45．0m3 と仮定すると)

⇒45.0 ㎥×21.76 円/㎥＝979.2 円

48.　原料費調整を計算する場合の端数処理の方法を具体的に教えてください。

(48)　【自由化団地】　必ずしも経過措置団地と同じ端数処理を行う必要はありませんが、事務処理の標準化のためにも、液石販売と合わせ社内の端数処理ルールを整備することを勧めます。

【経過措置団地】　協会作成の「指定旧供給地点小売供給約款」に従えば以下のとおり端数処理を行うこととなります。

項目	計算方法	端数処理
①実績平均原料価格	●５ヶ月前のＣＩＦ価格（確報） ●４ヶ月前の　〃　 ●３ヶ月前のＣＩＦ価格（速報） } 加重平均	一の位を四捨五入
②基準平均原料価格	同上	同上
③調整単位料金	①原料変動額を算出（円/ｔ） イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格−基準平均原料価格 ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格−平均原料価格 ここで算出した原料変動額を一度端数処理　⇒ ②原料変動額を基に調整単位料金を算出 イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（円/㎥） ＝基準単位料金＋｛原料変動額/100×換算係数×1.05｝ ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（円/㎥） ＝基準単位料金－｛原料変動額/100×換算係数×1.05｝ 調整単位料金(円/㎥）の端数処理　⇗	十の位切り捨て 小数点第３位以下を切り捨て（注１）
④早収料金	早収料金＝基本料金+調整単位料金×使用量　⇒	１円未満切り捨て

※　上記は標準供給約款（消費税込み料金表示のみ）に基づいております。

注１　小数点第〇位は事業者の任意設定で供給約款第 23 条の記載に従うこと。小数点第３位が一般的。

注２　イ･ロの算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数を切り捨てることになっている。基準単位料金に加減算する前の計算途中で切り捨てないこと。

49.　原料費調整制度の指標となる平均原料価格は、上限バンドは１６０％と設定されていますが、下限の設定がないのは何故でしょうか？

(49)　【自由化団地】　必ずしも上限バンドを設定する必要はありません。また、例えば上限バンドを２００％に設定することも可能です。いずれにしても協会作成の「ガス小売供給約款（一例）」を基に約款を定めている場合には、「ガス小売供給約款」の改定となりますので、法第１４条（供給条件の説明）及び法第１５条（書面の交付）を行う必要があります。上限バンドの廃止または引上げは、需要家にとって不利益な改定となりますので、法第１４条の説明は丁寧に行い理解を得る必要があります。

【経過措置団地】　本来、原料費調整制度は、為替レートや原油価格といった外生的な要因により変動する原料費を外部化することにより、客観的な変動については、その都度料金改定の認可手続きを行うことなく、調整することができるようにしたものです。下限を設定しない理由は、平成７年７月の都市熱エネルギー部会・都市ガス事業料金制度分科会「中間報告」には次のようにあります。

> 一定以上の大幅な変動については、料金の急激な上下動、特に上昇局面における急激な料金上昇は回避すべきとの観点から、調整・反映する範囲を限定するべく、適切な上限を設定することが適当である。

つまり、需要家保護の観点から上限に対してのみ規制を設けているものです。仮に、下限バンドを設定すると原料費が下落すると需要家は下限を超える本来あるべきガス料金よりも高いガス料金を支払うことになり、需要家保護に反することになります。

50.　自由化団地です。原料価格の高騰により料金が上限バンドに制約され固定されている状況です。どうすれば良いですか？

(50)　【自由化団地】　基準平均原料価格及び原料費を見直して、最近のマーケットに合わせれば、上限バンドも改訂されますので、解決方法の一つです。また、上限バンドを引き上げる、あるいは上限バンドの規定自体を抹消することにより原料価格のアップダウンをそのままガス料金に反映することが可能となります。

協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」には、「23. 単位料金の調整」の⑵－②に「平均原料価格（トン当たり)」として次のとおり記載されています。

「別表第３-１の２⑵に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりのプロパン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が○○，○○○円以上となった場合は、○○，○○○円といたします。」

この「○○，○○○円」がその団地の上限バンドの値ですので、上限バンドの制約を外すためには「○○，○○○円」を十分に引上げるか、「ただし、その金額が○○，○○○円以上となった場合は、○○，○○○円といたします。」の一文を削除することとなります。

いずれの方法でも、「ガス小売約款」の改定ですので、法第１４条（説明）及び法第１５条（書面の交付）を実施することになりますが、需要家には不利益な変更となりますので、丁寧に行う必要があります。

【経過措置団地】　「自由化団地」と異なり、上限バンドの引上げや廃止は難しいと考えます。ただし、ガス料金の引下げに合わせ、原料費及び基準平均原料価格を見直すことにより、上限バンドの問題は解決できます。ガス料金引下げによる「指定旧供給地点小売供給約款」の改定は届出で足ります。

51.　実取引では「ＣＰ・ＭＢ合成価格」等が使用されますが、原料費調整では何故「ＣＩＦ価格」を使用するのですか？

(51)　原料費の変動額を認可手続きなしで料金の調整を行うためには、消費者も納得する客観的な数値で行う必要があるからです。「ＣＩＦ価格」「ＣＰ価格」「ＭＢ価格」の意味は、次のとおりです。経過措置団地の原料費調整では、最も信頼できる指標として、財務省のＨＰで発表される「ＣＩＦ価格」を使用しています。

ＣＩＦ価格

ＣＩＦ価格は、ＣＩＦ条件下での貿易取引価格のことで、「Cost（価格)」と「Insurance（保険料)」と「Freight（運賃)」の三要素から構成される価格です。

ＣＩＦとは、貿易取引において、ＦＯＢ（free on board 本船積込渡し）と共に最も多く用いられる取引条件の一つで、輸出業者が貨物を荷揚げ地の港（輸入港）で荷揚げするまでの費用（輸出梱包費、輸出通関費、運賃、船荷保険料等）を負担し、一方で荷揚げした以降の費用は輸入業者が負担するという取引条件です。貿易統計は、財務省のホームページで確認することができ、毎月約１ヶ月遅れで速報が公表されます。（例・・・１月ＣＩＦ速報は２月末に公表）

ＣＰ価格

「ＣＰ」は「ｃｏｎｔｒａｃｔ　ｐｒｉｃｅ（コントラクトプライス）の略です。ＬＰガス生産量が多いサウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコ社が原油価格動向のほかに、サウジ及び他産ガス国のスポット入札価格を総合判断して決める価格です。発表は、毎月月末に翌月分が発表されます。入札価格は公表されないことから、ある意味で一方的な通告価格といえます。

ＣＩＦ価格は日本が輸入している全ての国からの価格の平均を反映していることに対して、ＣＰ価格はサウジアラビアのみの代表的な価格です。また、ＣＰは出荷時点の価格であり、ＣＩＦは日本到着時点の価格であり、ＣＩＦはＣＰより約 20 日程度遅れた価格です。

ＭＢ価格

「MB 価格」はテキサス州モントベルビュー市の LPG 基地におけるＬＰガスの取引価格です。全米で生産されたガスはパイプラインでテキサスに集められ精製されるため、ここでの取引価格が北米産ＬＰガスのマーケット指標価格となっています

52.　ＣＩＦ価格の速報値、確報値、確定値はどういう違いがあるのですか？

(52)　それぞれの説明は、次の通りです。

速報値　　輸入する貨物の引取申告の時の申告価格により作成される数値。当該月の翌月下旬に公表されます。

確報値　　輸入する貨物の納税申告の際に申告された価格（ＣＩＦ価格）を用いて作成される数値。輸入分は該当月の翌月末に公表されます。

確定値　　確報値公表後に発生した訂正等の補正作業を行った最終的な数値。毎年３月中旬頃に１年分遡って公表されます。

53.　自由化団地です。原料価格の算定指標に「CP・MB」を導入しても良いですか？

(53)【自由化団地】　「自由化団地」の料金は自由化されていますので、ＬＰガス元売りが使用している「CP・MB 合成価格」を基準とすることは問題ありません。ただし、「ＣＰ・ＭＢ合成価格」の意味と指標とすることの妥当性を需要家に説明し、月々の算出根拠を需要家に開示することには努力が必要と考えます。旧ガス事業法の下で認可を受け、その後自由化された団地では、料金改定は需要家の理解が得られれば可能ですが、改定には合理的であることが求められますので、合理的な理解し易い指標に基づく原料費調整制度を維持することが賢明です。

合理的な指標の一例として、現在使用している①「３ヶ月平均ＣＩＦ」をはじめ、②「直近の単月ＣＩＦ」、上記の③「ＣＰ・ＭＢ合成価格」、日本のマーケットでＣＰとＭＢが拮抗していることを前提に発表されている④「ＣＰ価格」、さらに元売りが毎月月初に発表している⑤「卸価格の前月比」等が考えられます。

協会は、現行の①「３ヶ月平均ＣＩＦ」についてはこれからもフォローしていきますが、①以外の方法については対応しませんので、①以外の方法を選択する場合には元データの出典、計算方法、端数処理の方法等を明確にしておいてください。

54.　毎年５月検針分の平均原料価格において、一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者のプロパン平均原料価格に差異があります。一般ガス事業者とコミュニティーガス事業者とで平均原料価格の算出方法は異なるのですか？

(54)　一般ガスと簡易ガスの平均原料価格の算出方法は基本的には同じですが、５月検針分のみ採用する前年１２月分のデータのレベルが若干異なります。

通常月（4、5 月検針分以外）の算出の平均原料価格の算出は以下の３ヶ月の加重平均です。

●５ヶ月前のＣＩＦ価格（確報値）
●４ヶ月前のＣＩＦ価格**（確報値）**
●３ヶ月前のＣＩＦ価格（速報値）

４月検針分の平均原料価格については価格算出時点で（２月末）１２月分の確報値が発表されていないことから以下の３ヶ月の加重平均になります。

●１１月のＣＩＦ価格（確報値）
●１２月のＣＩＦ価格**（速報値）**
●１月のＣＩＦ価格　（速報値）

ここまでは一般ガス事業者も簡易ガス事業者も同様の算出方法です。しかし、５月検針分の場合のみ、平均原料価格の算出方法に違いがあります。それぞれの計算根拠は次の通りです。

	簡易ガス	一般ガス
１２月のＣＩＦ価格	**速報値**	**確定値**
１月のＣＩＦ価格	確報値	確報値
２月のＣＩＦ価格	速報値	速報値

（説明）

一般ガス事業者は、５月検針分の平均原料価格の算出時に、１２月ＣＩＦ価格を確定値に置きなおして計算しております。しかし、簡易ガス事業者は、小規模事業者も多く、置きなおして計算による計算ミスの懸念から、当局了解の上、１２月ＣＩＦ価格を確定値への置換えを行わず、速報値のまま計算する方式となりました。

55.　法定報告書はどんな種類がありますか？それぞれ提出期限についても教えて下さい。
また、新たに提出することになった供給計画について、記入方法等を教えてください。

（55） 提出義務のある報告書は、次のとおりです。

業務関係報告書	提出時期	備考
ガス事業生産動態統計調査票	毎月翌月１０日まで	すべてのコミュニティーガス団地
収支計算報告書	決算後３ヶ月以内	経過措置団地のみ
資産額報告書	決算後３ヶ月以内	経過措置団地のみ
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書	決算後４ヶ月以内	経過措置団地において、指定旧供給地点小売供給と指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う事業者のみ

56.　ガス事業生産動態統計調査票の記入のポイントについて教えてください？

(56)　資源エネルギー庁のホームページに記入要領が掲載されています。現在は令和３年６月改訂版が最新となっています。ご確認ください。

資源エネルギー庁 HP　⇒　統計・データ　⇒　ガス関連
⇒　ガス事業生産動態統計調査（コミュニティーガス用でない方）
⇒　調査票　⇒　記入要領（様式２用）
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/pdf/stgusga001_009.pdf

項目ごとの記入ポイントについては次のとおりです。

- 原料について
 - ＊　特定ガス発生設備が貯槽（ストレージタンク）の場合
 受入量のみを記載する。シリンダー容器の場合は、特定容器使用記録表（ガス事業法施行規則　様式第２０）から当月中に設置した容器本数を確認し、容器容量（ｋｇ）を乗じて算出する。
 バルクの場合は、充てん数量（ｋｇ）を記入する。
 - ＊　特定ガス発生設備が貯槽以外の場合
 月始在庫量、受入量、消費量、過欠補正、月末在庫量すべての項目を記入する。
- 消費量

当月中において、実際に消費した量を記入すること。また、需要家向けのガス販売量以外に、自家使用や加熱原料用の使用があれば、その分も勘案すること。

消費量はメーター計量により体積表示（㎥）になっていることが一般的なので、重量（ｋｇ）に換算すること。換算に利用する産気率は、簡易ガス事業供給約款料金算定規則に規定する値（次表）を利用することが望ましい。

表－５　産気率（単位：立法メートル／キログラム）

液化石油ガスの種類 供給地点群が所在する地域	い号	ろ号	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県及び秋田県	０．４７６	０．４５５	0.４６５
沖縄県に所在する供給地点群	０．５０７	０．４８９	0.４９８
上記以外の都府県に所在する供給地点群	０．４８８	０．４６５	0.４７６

- 過欠補正

 棚卸しをした場合において、帳簿上の数量と現品との間に増減があったときは、その増減数量を（＋）又は（－）の符号をつけて記入する。

 一般的には、過欠補正＝月始在庫量＋受入量－消費量－月末在庫量となる。

 月末在庫量 1,000ｋｇ、受入量　8,000ｋｇ、消費量　8,200ｋｇ、

 月末在庫量　1,000ｋｇとした場合、過欠補正は、－200ｋｇとなる。

- 需要家メーター数・販売量の用途別の項目について
 - ✓　家庭用

 一般家庭（社宅、独身寮等を含む。）において、日常生活の用に供せられるもので、厨房、冷暖房、湯沸し及び風呂等に使用されたもの。
 - ✓　商業用

 料理飲食店、旅館、会社、百貨店、銀行、劇場、及び娯楽場等において、その営業用として使用されたもの。
 - ✓　その他

 家庭用、商業用以外の用に使用されたもの。

57.　収支報告書は、どのようにして作成すればいいですか？

(57)　収支報告書は、経過措置団地にガスを供給する事業者は、毎事業年度経過後３か月後においても、その団地が経過措置の指定を受けている場合には、改正前同様に資産額報告書及び収支県債報告書を作成し、その団地を管轄する経済産業局長提出する義務があります。(改正後のガス事業会計規則第４条)

収支計算報告書の作成方法は（新）ガス事業会計規則附則（平成２９年３月２８日経済産業省令第１８号）第４条第１項及び別表第１に、また、様式は第４条第２項及び附則様式第２に定められています。

ガス事業会計規則別表第１「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の勘定科目表」の科目説明に適合するように実際の有形固定資産、費用、収益を科目ごとに割り振っていく作業となります。ただし、原料費のように、明確にコミュニティーガス団地に掛かった費用が明確になるものもあれば、労務費のように、明確に費用を割り出せないものもあります。例えば、液石販売事業と兼業でコミュニティ―ガス事業を営んでいる事業者であれば、従業員の労務費は、コミュニティーガスと液石販売事業の両方の経費として支払われていることになります。このように明確に費用を算出することができない勘定科目は按分計算によって費用算出することになります。

58.　コミュニティーガス事業によるガス供給は、特定商取引法の規制対象になりますか？

(58)　特定商取引法とは、商品を消費者の家庭に訪問して販売を行う訪問販売等、その後、業者と消費者の間に紛争が生じやすい取引について、勧誘行為の規制等、紛争を回避するための規制及びクーリング・オフ制度等の紛争解決手続を設けることによって、取引の公正性と消費者被害の防止を図るものです。

コミュニティーガスの供給にかかる訪問販売等も、特定商取引法の規制の対象になります。ただし、同法第２６条第４項第２号及び同法施行令第６条の３第２号の規定により、クーリング・オフ制度は適用されません。なお、ガス機器の訪問販売等は、クーリング・オフ制度が適用になります。

59.　料金に関する行政の定期的評価において、収支が赤字の事業者、もしくは長期に亘り料金を改定していない供給地点群を有する事業者が評価対象とされるようですが、どのように行政評価が行われ、また、どのような行政指導を受けるのですか？

(59)今般の料金に関する定期的評価については、平成２３年度からスタートしており、概ね次のようになります。

Ⅰ．収支計算報告書、又は旧簡易ガス事業に係る部門別収支計算書において赤字の事業者

① 評価対象　　赤字の地点群を抱えていること（他にも詳細条件あり）。

② 評価基準　　評価内容の項目に事業者全体（簡易ガス事業以外を含む。）として黒字であれば、評価完了。（他にも評価基準あり）。

赤字の場合は、解消見込みの有無等のヒアリング。

③ 最終評価　　事業者に対し、報告徴収を行う。料金改定の行政指導を受けることもあり得る。評価結果の公表については、最終評価に至った場合には、社名の公表。それ以前に評価完了であれば、社数（地点群数）の公表となります。

Ⅱ．長期にわたり料金未改定の事業者

① 評価対象　　標準係数が見直される年の４月１日を起点に過去にさかのぼり、３年以内に料金改定を行っていない地点群を所有する事業者が対象（他にも詳細条件あり）。

② 評価基準　　ホームページ等で料金改定実施予定の有無の確認。実施予定であれば評価完了。

実施予定が確認されない場合は、改定予定の有無、料金改定を行わない理由等をヒアリング。

③ 最終評価　　事業者に対し、報告徴収を行う。料金改定の行政指導を受けることもあり得る。評価結果の公表については、最終評価に至った場合には、社名の公表。それ以前に評価完了であれば、社数（地点群数）の公表となります。

60. 大震災が起きると、学校の校庭等に７０戸以上の仮設住宅が建設されるが、この場合はコミュニティーガス事業の許可を受ける必要がありますか？

（60） 過去の中越沖地震や阪神大震災において、同一敷地内に 70 戸以上の住宅が建設されても、一時的なガス供給の場合は、コミュニティーガス事業とはならない旨の取扱いが行われています。

仮設住宅であっても長期間使用する場合は、一時的な供給とはいえないので、入居形態、使用期間等の状況を調査し、経済産業局と協議して対応することが必要です。

以上